

尾張徳川家における世襲財産附屬物

香山里 絵

はじめに

- 一 世襲財産附屬物申請以前の尾張徳川家什宝
 - 二 「華族世襲財産法」
 - 三 尾張徳川家の世襲財産と世襲財産附屬物
 - 四 世襲財産附屬物としての価値判断
 - 五 尾張徳川家と臨時全国宝物取調
- おわりに

はじめに

明治二十六年（一八九三）二月十四日、尾張徳川家（以下、「尾張家」と略す）第十八代当主である侯爵・徳川義禮（一八六三～一九〇八）は世襲財産附屬物登録を宮内省に願出、同年四月十九日に宮内大臣土方久元より認可された。華族の世襲財産は官報で広告することが定められていたため、認可された什宝六百三十点は、同月二十一日の官報第二九四〇号で五十五行にわ

尾張徳川家における世襲財産附屬物

たり掲載された。

明治十九年（一八八六）四月二十八日公布の「華族世襲財産法」には、世襲財産とは別に世襲財産附屬物がある。尾張家の世襲財産附屬物（以下「附屬物」と略す）六百三十点は財団法人尾張徳川黎明会（現・公益財団法人徳川黎明会）設立に先立ち昭和五年（一九三〇）に登録解除され、全点が優先的に財団寄附の対象とされた。現在も徳川美術館と名古屋市蓬左文庫に伝来する什宝は、ここで選択されたと言っても過言ではない。本論では尾張家における世襲財産附屬物がどのように選択されたか確認したい。

一 世襲財産附屬物申請以前の尾張徳川家什宝

世襲財産附屬物申請以前の尾張家什宝を取り囲む状況に関して記す。

明治四年（一八七一）四月十日、尾張家十六代当主義宜（一八五八～七五）の後見役である徳川慶勝（一八二四～八三）は名古屋城新御殿を引き上げて東京・浅草瓦町邸に移住した。同年九月二十九日には義宜が同じく浅草瓦町

邸に移住した。翌五年、名古屋城は明治天皇に差上、国の保有となり、本丸と二之丸は陸軍省の所管となった。⁽¹⁾江戸時代に保有していた尾張家の屋敷も多くは差上となり、明治十年に尾張家が保有する邸宅は名古屋奥山町邸、名古屋大曾根邸、名古屋新出来町邸、浅草瓦町邸、本所相吉町邸の五邸まで減少したと思われる。⁽²⁾屋敷の集約の過程で、各屋敷に分蔵されていた図書・什宝・道具も取捨選択されていた。山本泰一氏は明治に入つての最初の整理は明治三年から五年に行われ、「什器目録」十九冊(徳川美術館蔵は明治五年頃に成立したと推定する。⁽³⁾廃藩置県に際し当主の東京移住が強制され多くの邸宅を収公される中で、多くの什宝は処分・売却・贈呈・下賜されている。山本氏はここで約七割方の什宝が手放されたという。⁽⁴⁾そのような中で残されるべき道具類が主に名古屋大曾根邸に集約・管理されたのは、主要な什宝を保管していた名古屋城からの移動の便、各邸の敷地面積や立地といった理由があつたと想像される。⁽⁵⁾

邸宅の減少と同時に家職も大幅に減少した。明治二年十二月に七百二十二名数えられた家職は、明治二十五年には御相談人五名、家令一名、家扶六名、家従十名、北海道事業担任三名内兼務一名となった。⁽⁶⁾しかし尾張家には一貫して美術品を管理する「御道具懸」が存在した。明治十五年七月制定「家職職務章程」ではその職務は以下の通り記される。

第十九條 什器係ハ一切ノ藏品ヲ簿冊ニ明記シ、其出入増減アルニ方リ所由ヲ細記スル等、渾テ疎漏ナキ様注意スヘシ、其他風入ヲ要スル諸品ハ、年々一回取斗ヒ、爾時令扶立会簿冊ニ照シ、精査ヲ遂クヘシ、尤修補等ニ心付タル儀ハ、速ニ令扶ニ開申スヘシ(徳川家々法其外調書 五味末吉調)

また明治二十六年十二月の「職制及各課分掌事項」によれば、「什器掛」

は名古屋邸庶務課に配属され、課長(家扶)一人の下、庶務掛、営繕掛、社寺掛、什器掛の四名の家従が勤務していた。その職務は「什器ニ係ル台帳ヲ整理シ什器ノ位置ヲ明カニスル事」、「什器ヲ保管スル事」、「世襲財産附屬物取扱ニ関スル事」、「什器ヲ貸与スルハ家主ノ裁定ヲ経ル事 但縁故アル社寺ノ祭典ノ際雜品ヲ貸与スルハ本文ノ限ニアラス」とある。

尾張家は明治四年の名古屋博覧会をはじめ明治期の展覧会に継続的に出品するが、これは大曾根邸という安定した収蔵場所の確保と、「什器掛」という職制が守られたことが一因であろう。

明治八年十一月二十六日、第十六代当主義宜は十八歳で逝去し、慶勝は十七代当主を再承した。⁽⁸⁾その後急遽養子選びが行われ、水戸徳川家分家・高松松平家第十一代藩主松平頼聰の次男・晨若、後の徳川義禮が選ばれた。⁽⁹⁾明治十三年七月の「御器物目録」は明治十三年九月二十七日に慶勝が隠居し、義禮に家督譲渡する際の目録として明治十二年から準備されたと考えられ、「本邸ノ命」により「上中下ノ三等ニ精選」されて作成された。「上等」である「天」七冊、「中等」である「地」一冊、「御音信用」である「人」一冊の計九冊である。⁽¹⁰⁾同目録はそれまでの目録とは異なり、什宝の寸法や表装裂、外題や添書、伝承などが記され、明治二十一年六月に慶勝の十一男義恕(一八七八―一九四六)が分家設立する際の財産分与や、全国宝物取調局の調査結果が記入される。例として「御大切御清メ」第一号「東照宮尊影」の記述を掲げる。

蔵第四号 位置 階上東部御唐櫃一号 什器番号 壹

「世」(朱印)「虫」(朱印)御束帶密画彩色

東照宮尊影 一幅

画工探幽ノ鑑定アリ無落款

由緒及記事 章善院様御所持一所ニ納候様ニ与御意ニ付入置

総長 五尺四寸四分 紙地 竪二尺九寸六分

巾 一尺八寸二分 横一尺二寸八分強

上下 桐鳳凰唐草錦 中 紺地葵紋宝尽金欄 一文字風帶 白茶地大

小菱模様鋁金 御軸卷止御金具 赤銅七子減金唐草 御緒付座減金赤

銅素銅三重裏返菊彫刻 御軸赤銅七子地減金唐草 小口葵御紋御袋茶

地柘榴模様純子 御箱梨地金沃金懸内朱 外箱黒塗金御紋三箇金具銀

黒メ

「第一部記入済」(黒印) 「整理第 号」(黒印)

附属物に該当する什宝には「世」の朱印が捺され、また表紙に「明治二十四年八月訂正」とあることから、附属物を決める直前の尾張家の所蔵品の状況を記すと考えられる。

このように明治に入り名古屋大曾根邸を中心に管理されていた尾張家什宝は細かく記録されて整然と収蔵され、什器掛が什宝管理に留意し、家令・家扶の指示の下、展覧会に際する什宝貸与も可能な、当時としては理想的な収蔵状況を保っていたと思われる。

二 「華族世襲財産法」

「華族世襲財産法」全二十七条は勅令として明治十九年(一八八六)四月二十八日に内閣総理大臣・伊藤博文により公布された。^① 満二十歳以上の華族の戸主は世襲財産を創設することができ(第一条)、その財産は家督相続者に相続させるものとする(第二条)。世襲財産は、総額で年利益五百円以上の収益を挙げる財産に限定されており、第一類Ⅱ田畑・山林・宅地・塩

尾張徳川家における世襲財産附属物

田・牧場・池沼等、第二類Ⅱ政府発行の公債・証書、政府の保証または監督に属する銀行・会社の株券を対象とする。世襲財産及び附属物は売却譲渡、負債の抵当とすることが禁止され(第十三条・十四条)、世襲財産の管理者は宮内大臣であり、所有者が廃止・内容変更することはできなかった(第七条、十六条・十七条)。戸主及び満二十歳以上の相続者または後見人と親属三名以上で、世襲財産に関して協議する親属会議を設ける必要があり、あらかじめ認可を得ておく必要があった(二十四条)。世襲財産に関する願書や届出には親属会議各員の連署が必要であった(二十五条)。

附属物は上記世襲財産の認可を得た者のみが、所有する建物・庭園・図書・家宝(第五条)に適用することができた。明治十九年五月二十二日施行の「華族世襲財産法施行手続」(宮内省達第七号)第五条には、その標準として左記が挙げられている。^②

一 稀世ノモノ

一 其家ニ由緒アルモノ

一 観古ノ参考トナルヘキ貴重ノモノ

附属物の申請は定型様式に則った目録提出が定められており、「由緒アルモノハ詳記スヘシ」とされ、建物の場合には「構造ノ概略并由緒ヲ詳記シ略図ヲ添」えることとされていた(施行法二十二条)。指定品は「差出シテ点検」又は「華族局員ノ臨検ヲ受」けることとなっている(施行法第二条)。附属物も世襲財産と同様に一度認可を受けると売却・譲与・廃止することが禁止されていた。

華族世襲財産法成立前の読会で法制局参事官・岩崎小二郎(一八四五～九五)は同法の意図として、華族の品位を保ちその風儀を乱さないようにするために、財産を保護すべきである、そうしなければ、立国の基本が危

機に陥ると述べている。⁽¹³⁾ また同会において柴原和(一八三二―一九〇五)は附屬物の保護について尋ねているが、岩崎は「特二世襲スヘキ」家屋、庭園、図書、宝器等にかぎり附屬物とできる、名族旧家は建造物や「先祖伝来ノ重器」を所有している、例えば「徳川氏ノ芝、上野ノ廟宇」又は家の系譜などである。それらはその家の名譽門地に関係することを以て附屬物として保護する、宮内省が干渉してそれらの散逸を防ぐべきであると述べている。

世襲財産法第二十条、二十二条に定められる通り、世襲財産は公告が義務づけられており、その指定状況は官報で確認することが出来る。「華族世襲財産法」公布後、世襲財産の最初の認可は明治十九年十月七日岩倉具定であり、同年に二十四家、翌年七十九家の世襲財産が認可された。⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾ 大正三年十二月三十一日には、華族全体の二十八%、公爵の六十四・七%、侯爵の五十四%が世襲財産を設定しており、これまで指摘されるようにその内容は圧倒的に第二類が多い。⁽¹⁶⁾ 附屬物については明治二十年三月二十四日本多忠敬所蔵の百十八点、秋元興朝所蔵の六百七十二点の宸翰・武具等の認可に始まる。しかしこちらの指定件数は数少なく、明治末年までに二十一件の認可が確認されるのみである。⁽¹⁷⁾ この附屬物の指定数をみる限り、この法令が文化財に与えた影響はさほど大きくないように思われる。

三 尾張徳川家の世襲財産と世襲財産附屬物

明治二十年(一八八七)九月七日、徳川義禮は実父である高松松平家十一代頼聰連署の下、世襲財産創設願を宮内大臣に提出し、同年十月二十六日に宮内大臣土方久元より世襲財産創設の認可を受けた。世襲財産は第十五

国立銀行株式四件である。⁽¹⁸⁾ 明治二十五年六月三日に名古屋大曾根邸や新出来邸をはじめとする愛知県内の宅地、周囲の田畑、墓地が追加され(官報二六七九号、明治二十五年六月四日)、明治二十八年にも田畑や郡村宅地、原野が追加(官報三六一一号、明治二十八年七月十二日)、その後も次々に追加されている。⁽¹⁹⁾

附屬物の申請は、明治二十六年二月十四日付で同じく徳川義禮から親屬會議員である松平頼聰、松平義生、徳川家達の連署を添えて宮内大臣土方久元に提出され、同年四月十九日に第百二十九号として認可された。附屬物は六百三十点、その内容は同月二十一日の官報二九四〇号により確認することが出来る。⁽²⁰⁾ ここでは表題のみが記され、表記のみでは特定が難しい什宝もあるが、徳川美術館には「御世襲財産附屬物目録」三冊が伝来している。⁽²¹⁾

「御世襲財産附屬物目録」は、四目袋綴で綴られた簡易本である。表紙には墨書で次の通りある。

「第七部

御世襲附屬物目録 天」

「第七部

御世襲附屬物目録 地」

「第七部

御世襲附屬物目録 人」

「天」には御世襲財産附屬物第一号～同三百八十二号、「地」には同三百八十三号～同四百六十八号、「人」には同四百六十九号～同六百三十号までの什宝が列挙されている。

官報の簡易な記載と比較するとその内容は一致する。第一号から第十号

までは尾張家初代義直の編纂した『神祇宝典』、『神道正宗』をはじめとする図書が並べられる。第一号には名古屋大曾根邸所蔵であることが記され、以下同断とある。六百三十点の内、最後の三十六点を除く什宝が名古屋大曾根邸所蔵であったようである。第十一号から第一百十号は「掛物」である。その内、第十一号から第二十七号までは天皇宸筆、第二十八号からは家康親筆や家康を描いた什宝、第四十八号から第六十七号は秀忠以下の將軍の親筆が並ぶ。第六十八号から第八十八号は尾張家の当主・正室・子弟の親筆である。第九十九号、百十号は伝狩野元信筆「囃布袋図」と雪舟落款の山水図が掲載される。第一百一十号から第三百十九号は巻物である。天皇の宸筆が最初に並び、尾張家の当主・婦女・子弟の親筆と続く。巻物の最後に「天皇撰関御影」と「破来頓等絵巻」が加わる。続いて「経」として第四百四十号から第四百四十二号まで龜山天皇と後水尾天皇、尾張家二代当主光友正室靈仙院千代姫の親筆が掲載される。第四百四十三号から百五十七号は「手鑑」として、色紙、短冊、歌書、書画、そして各当主所用の鎧兜、刀剣、刀剣具、茶碗・裂が掲載されている。「地」巻は初音蒔絵に始まり、胡蝶蒔絵、長春蒔絵などの漆の道具類が掲載されている。「人」にある什宝は「天」と「地」に洩れた作品を付け足したように感じられる。刀剣、掛物、巻物、茶碗の項目が再び数点ずつ挙げられる。「天」のように整然と分類されていない。五百九十五号から六百三十号は東京の本所横網町邸保管と記される(表1)。

先述した通り、明治十三年の目録で尾張家は什宝の格付け名称として「天」「地」「人」を使用し上等・中等・御音信用としたが、本目録における「天」「地」「人」はこのような格付けがあるとは考えられない。「御世襲財産附属物目録」では天皇宸筆は全て「天」冊に掲載されているが、

「御器物目録」で「天」冊に掲載されている初音蒔絵が「御世襲財産附属物目録」では「地」冊に掲載されている。「御世襲財産附属物目録」は後述するような指導の下、従来の道具目録とは別の順番でまとめられ、おそらく宮内省の指示により冊子の呼称として「天」「地」「人」を用いたと思われる。

「御世襲財産附属物目録」には、什宝名称の朱字修正がある他、記入の仕方を統一する添書、番号修正等の記入がある。例えば、二百二十五号、二百二十九号の刀は「太刀」と記され「太」に訂正線がひかれている。これは官報の告示では「刀」と表記されており、またこの目録に記されながら朱書で訂正が加えられその指示通りに省かれた什宝もある。⁽²²⁾このような書き込みから、本目録は宮内省提出用の目録を完成させ清書する一段階前の目録であったのではないかと推定する。

目録作成時の書き込みに加えて、成立後の記入と考えられる書き込みも多数ある。目録には財団設立の際につけたと思われる什宝番号が付記される他、昭和十年以降の重要美術品、昭和二十五年以降の重要文化財の指定まで記入されている。

ではこれらの世襲財産附属物は、どのように選択されたのであろうか。

四 世襲財産附属物としての価値判断

「世襲財産附属物取調往復簿」(徳川美術館蔵)によれば、尾張家における附属物の取調作業は明治二十四年十月に開始された。⁽²³⁾当初の調査は「華族世襲財産法」及び「華族世襲財産法施行手続」に基づきつつも、尾張家の価値基準を元に什宝を選択しようとした。

「世襲財産附屬物取調往復簿」に綴じられた書類一号及び二号では、以下のように什宝の選択基準が記される。

一名古屋現在ノ御什器ハ予テ天地人ノ三種ニ區別アリ地人ハ之ヲ除キ天ノ部ノミヲ掲クル見込

明治十三年以降、名古屋の什宝は「天」「地」「人」の三種に区別されているが、「天」の部のみを掲げることとし、「地」と「人」の什宝は選択対象としないこととした。その上で当時の尾張家の区分別に什宝の選択基準を決めている。

尊崇ノ部 御大切甲ノ部 同上乙ノ部 同上丙ノ部

御大切ナル部 右五種ハ悉皆掲クルモノトス

御大切物旧御日記所草稿乾坤御書物ノ部 是ハ前頭五種ニ重複ノモノ多キカ故ニ附屬物ニ加ヘス

「尊崇ノ部」「御大切ノ部」は將軍家及び尾張家当主の親筆と駿府御分物をはじめとする由緒品であり、それらは草稿や重複を除いて全て掲げるとされた。ただ以下の通り、「尊崇ノ部」「御大切ノ部」であっても唐本は多くを除くこととした。

御大切御尊崇ノ部ヲ初御書物ニ於テハ素ヨリ、御世襲ノ御品ト雖、唐本ノ如キハ、御世襲御財産トシ其筋ヘ御届可相成モ如何ト愚考仕候、依テ御尊崇ノ部ハ勿論、其他朝鮮版同活字金沢文庫写本及其他ノ古写本ヲ抜粹シ御届相成為方可然哉、尤唐本中經史詩集著名ナルモノ又世ニ稀ナル物ハ御届相成可然候、然レ共凡總數ノ三分ノ二ハ減少スヘキ見込ナリ

以降も屏風、手鑑、石摺、歌書、掛物、巻物は「天」部全てを候補とし、裂革と唐墨は中等以下は掲げないといったように、部毎に候補を選び、そ

こから取捨選択していった。⁽²⁴⁾ここで注目すべきは硯と刀剣の部である。

硯ノ部 硯ハ宝物取調委員ノ抜粹シタルモノヲ掲ク
刀剣ノ部 宝物取調委員来県ノ際選抜シタルモノハ委員可否ノ評ニ不拘悉皆掲クル見込

「宝物取調委員」とは、明治二十一年に宮内省に設置された臨時全国宝物取調局の委員を示すと考えられる。明治二十三年五月以前に臨時全国宝物取調は尾張家の什宝を見ていたと考えられ、⁽²⁵⁾明治二十三年七月十一日には「蒔絵初音之棚三箇」、「源氏物語絵巻」、伝玉潤筆「遠浦帰帆図」、「千鳥香炉」が優等品として認められた。⁽²⁶⁾しかしここに記される通り、硯は全国宝物取調委員の抜粹に基づいて選ぶこととしたが、刀剣については「委員ノ可否ノ評」は参考とされなかった。

作業開始から三ヶ月が経過した明治二十五年一月二十九日から二月五日、全国宝物取調鑑査団の宮内省・稻生真履、雇・八木彫が名古屋大曾根邸を訪れた。ここで八木から以下が示された。

世襲財産附屬物は御由緒物を除くと、全国宝物取調鑑査の一等から三等の器物である。四等五等はそれに次ぐ器物である。由緒品の内、間違いく世襲財産とされるのは「宸翰及天賜ノ器物」「東照宮御影及御筆又ハ御武器ノ類」「義直公御筆及御自撰御書物御家譜御武器ノ類」「駿河御讓御書物ノ内金澤文庫ノ写本其他稀世ノ古写本 駿河御讓ト雖モ和唐トモ版本ハ總テ之ヲ除ク」である。「皇族方御筆」「二代將軍秀忠公御初幕府御代々御筆ノ類」、「光友公御初御家御代々御筆ノ類」「駿河御讓敬公御讓版本及由緒不詳ノ古写本」「東照宮以来徳川家治績ニ関スル写本版本トモ」「光友公御初御武器御刀剣ノ類」はこれに次ぐ器物であるが、時宜により贈与して

も構わない、という内容であった。⁽²⁷⁾

この指導に基づき、取り調べはやり直しとされた。東京の義禮手許品を含む什宝情報が目録化されて名古屋大曾根邸に集められ、当初は対象外であつた尾張家における等級分け「地」「人」も加えて再度候補什宝の目録作成が開始された。⁽²⁸⁾ やり直しから半年ほどの整理を経て、明治二十五年七月六日には世襲財産附属物の候補什宝は次の通りとなっている。

歴代宸筆掛物	拾四
同 手鑑	九
同 巻物	拾八
同 屏風	壺
東照宮御影初御筆	貳拾六
秀忠公御初幕府御代々御筆	貳拾四
源敬公御初御代々御筆	四拾四
同 掛物	拾七
同 無表装御書画	拾七
同 色紙短冊	拾壺
同 巻物	拾壺
同 手鑑	九
同 歌書	五
東照宮御初御武器	五拾
東照宮御上下初御衣服	二十壺
御系譜初書籍	五十八
駿河御譲り書籍	百六十四
優等品(二等已上)掛物	貳
同 巻物	貳

尾張徳川家における世襲財産附属物

同 歌書	四
同 屏風	壺
同 刀剣	拾五
同 初音胡蝶蒔絵物	五十三
同 蒔絵物	貳十五
同 堆朱物	貳
同 釜	壺
同 茶壺	壺
同 茶碗	貳
同 裂	百四十七
計廿七種	七百三十七

これを実際に認可された世襲財産附属物と比較すると、この内容が「世襲財産附属物目録」前半にあたることが確認出来る。数量は減少しているが世襲財産附属物第一号から第十号が「御系譜初書籍 五十八」に該当すると思われる。続く第十一号から百十号が「掛物」であり、二十七号までが天皇宸筆、二十八号から東照宮御影初御筆、四十八号から「秀忠公御初幕府御代々御筆」、六十八号から「源敬公御初御代々御筆」、そして全国宝物取調で三等以上を得た元信筆「噺布袋」と雪舟筆「山水図」の二点が選ばれている。次が「巻物」であり同様に宸筆、將軍家、尾張家の代々御筆、そして全国宝物取調で三等に選ばれた「天皇摂関御影」と「破来頓々物語」が並ぶ。以上のように比較すると、世襲財産附属物四百八十四号までがこの時示された基準と数にはばあてはまる。

この記録から、世襲財産附属物は由緒品と臨時全国宝物取調の三等以上の什宝を指定することとなっており、什宝の判断と指導は臨時全国宝物取

調掛が行っていたと推定することが出来る。

五 尾張徳川家と臨時全国宝物取調

臨時全国宝物取調掛が尾張家の什宝を指定するのは先述した通り、明治二十三年七月十一日の「蒔絵初音之棚三箇」、「源氏物語絵巻」、伝玉潤筆「遠浦帰帆図」、「千鳥香炉」が最初である。前項で触れた明治二十五年一月二十九日から二月五日以外にも全国宝物取調掛は何度も尾張家を訪れており、現在徳川美術館には三百五十三枚の鑑査状が伝来する(表2・表3)。鑑査状の日付は明治二十四年七月三日、八月一日、明治二十五年一月二十日、九月三日、十二月十四日、明治二十六年二月二十三日の六種類、またそれ以外に明治二十三年の取調結果を記した冊子一冊がある。明治二十三年に遡る鑑査状はなく、指定を受けたと冊子に記された什宝には鑑査状が現存する作品とない作品、別番号が付されている作品があることから、正確な指定数は把握出来ない⁽²⁹⁾。

これまで臨時全国宝物取調の活動として京都をはじめとする寺社の所蔵品調査が主に紹介されてきた⁽³⁰⁾。「美術取調二関スル報告摘要」にあるように、調査品は地域の幾つかの指定寺院に集められて確認されていた⁽³¹⁾。報告の前半では圧倒的に寺社所蔵品が多い。しかし明治二十三年七月十一日の「臨時全国宝物取調局宝物検閲景況」前文では、検閲は東京府下の宝物にとりかかり、彫刻が少なく絵画・工芸品が多いことや、寺院よりも「旧族名家」の私有品であり、所在確認が難しいことが記されている⁽³²⁾。この頃から華族の集中する東京の宝物検閲にとりかかったであろう。では華族の什宝はどのように検閲されたのであろうか。

華族の所蔵品については、展覧会に出品された名品が優先的に指定されたと思われる。明治二十三年七月十一日に優等に選ばれた「蒔絵初音之棚三箇」、「源氏物語絵巻」、伝玉潤筆「遠浦帰帆図」、「千鳥香炉」はいずれも同年三月二十五日から五月三十一日まで上野公園内桜ケ岡美術協会列品館で開催された第十回美術展覧会に出品されている。この展覧会については「臨時全国宝物取調局宝物検閲景況」と同じ官報の彙報「教育」項目に「優等」品を挙げていることから、展覧会の目的に検閲の意図があった可能性もある⁽³³⁾。また一等十五枚の鑑査状全てが最初の鑑査状の日付である明治二十四年七月三日付である。優等品を先に指定する傾向が尾張家の鑑査状では顕著にみられる。

尾張家所蔵品については天皇宸筆や尾張家の由緒品について鑑査状を受けた什宝はない。天皇宸筆とされるものと華族の家の由来を示す由緒品は臨時全国宝物取調掛が判断外としたのではなかった⁽³⁴⁾。

二等十四枚、三等四十九枚の鑑査状は明治二十四年七月三日と八月一日、そして翌二十五年九月三日付の三日間に発行される。それ以降は四等以下の鑑査状しか現存しない。明治二十五年九月は申請の半年前、世襲財産附屬物の目録にいれる最終段階であると思われる。世襲財産附屬物四百八十五号以降の後半の什宝の多くはこの明治二十五年九月に二等、三等に選ばれている⁽³⁵⁾。ここでは尾張家が「地」「人」と評価していた什宝までが確認され、「地」の評価とされていた「八代集」、「曾我物語」十二冊、「源氏物語」(持明院基輔筆)五十四冊が三等に選ばれ、世襲財産附屬物となった。これは華族世襲財産附屬物申請のための調査であったのではなかろうか。

四百七十一枚の鑑査状全点に臨時全国宝物取調委員長・九鬼隆一と同委

員・川田剛の名前があるが、それ以外の四人は日付ではなく什宝の種類毎に異なるように見受けられる。書は山縣篤蔵（一点のみ黒川真頼）、小杉楡邨、山名貫義（二点川崎千虎）、古筆了悦、茶器関係は黒川真頼、小杉楡邨、山名貫義、赤塚輯、絵画は明治二十四年八月一日は岡倉覚三、川崎千虎、橋本雅邦、山名貫義、二十五年一月二十日と同年十二月は橋本雅邦の代わりに狩野探美の名前が連なっている。工芸品は黒川真頼、岡倉覚三、小杉楡邨、中井敬所、川崎千虎、山名貫義、八木雕の名前がある。古筆了悦や赤塚輯、橋本雅邦、狩野探美などは種別の専門家として判断に関与したと思われる。

全国宝物取調掛は尾張家の「器物保管規則」に關しても変更案を示した。「天」「地」「人」の三部に分けられていた尾張家の什宝は、部名を変更し、第一部を世襲財産附属物、世襲財産に次いで所有権を他に移すべきでない第二部、時宜により贈与しても構わない第三部と区分するように指導された。その種別も改めて形態別に二十類に分けることが示され、「御大切の部」のような区分は無くすよう指導された。また長持や簞笥での保管についても変更するよう指導があった。⁽³⁶⁾

世襲財産附属物の手続全てが全国宝物取調掛経由で行われたわけではない。指定前には爵位局係員も名古屋大曾根邸を訪れ打ち合わせを行っていた。⁽³⁷⁾しかし指定する什宝の取捨選択は全国宝物取調掛の役割であったと思われる。

日本の文化財保護法制は古器物保存方にはじまり、明治三十年公布の古社寺保存法により体系づけられたとされてきた。華族世襲財産法における附属物と全国宝物取調は、その間を埋める模索過程の一と捉えられるのではなかろうか。

おわりに

尾張家は華族世襲財産法公布五年後に世襲財産附属物を申請したが、本多忠敬や秋山興朝が申請する明治十九年十二月、宮内省には未だ臨時全国宝物取調掛が設置されていない。九鬼隆一が「美術の模範及歴史の参考となるべき物品取調」に京都、大阪、奈良、和歌山、滋賀へと向かうのは明治二十一年五月五日である。

本多忠敬家の世襲財産附属物は百十八点、秋元興朝家の世襲財産附属物は六百七十二点であり、いずれも天皇宸筆、徳川家関係、先祖伝来の武具や由緒物と共に、由緒品とは思えない什宝を含んでいる。⁽³⁸⁾これらは誰がどのように審査したのであろうか。什宝の比較対象がなく全体像がつかめない、「美術」の価値判断が定まらない段階で什宝の指定を出来る人間はそれほど多くはいなかったと考えられる。その人物は臨時全国宝物取調に関わっていく人間と重なるのではなかろうか。日本の文化財保護の黎明期における世襲財産附属物と臨時全国宝物取調の接点、そして他家においては誰がどのような判断を行ったのか、今後更なる資料が見つかることを期待したい。

また本研究は華族の所蔵品を明治期の美術史の枠組みに組み入れる作業でもある。明治期に華族が所有していた多くの美術品については、これまで売立を中心とした離散過程が多くとりあげられ、その理由は各華族家の財産状況に求められてきた。しかし本法令でみる限り、華族の所有品も明治期の「美術」制度とは無縁ではない。華族世襲財産法は任意法であり、その機能は十分に機能しなかった。別稿に指摘する通り、世襲財産附属物

の申請数は大変限定的であり、大正四年の改正法により世襲財産は多く解除され、それが多くの売立に直結した。³⁹⁾ 徳川義親が財団設立を決めたのもまた、華族世襲財産法改正法施行の時点で、「其家二由緒アルモノ」「稀世ノモノ」「観古ノ参考トナルヘキ貴重ノモノ」が守られない現実を認識したからと考える。

註

(1) 「御住居之沿革」個人蔵

(2) 岩下哲典「尾張徳川家の江戸屋敷から東京邸への変遷について」『徳川林政史研究所研究紀要』第二十七号 徳川林政史研究所 一九九三年三月。

岩下哲典「研究ノート 尾張徳川家の江戸屋敷・東京邸とその写真」(『徳川林政史研究所研究紀要』第二十八号 徳川林政史研究所 一九九四年三月)。

『徳川御三家江戸屋敷発掘ものがたり―尾張家への誘い―』(新宿歴史博物館 二〇〇六年)。

「御住居之沿革」(個人蔵)によると各邸の土地は以下の通りである。

名古屋城 明治四年四月十日 慶勝新御殿引上、同年九月二十九日 義宜引上、同年十一月二十六日 奥方様引上、明治五年五月二十日新御殿事務所を引払い奥山町別邸へ移転。

奥山町別邸 明治二十三年一月 陸軍省御用地となり家屋取壊し。

市谷屋敷 明治四年三月十九日 兵部省へ差上。

麴町屋敷 明治二年三月十三日上地。

戸山屋敷 明治二年五月二十五日 宗家三田綱坂邸と交換、明治三年四月二十九日三田綱坂邸上地。

築地屋敷 明治三年四月二十九日上地。代邸として浅草瓦町上田藩邸並びに金千五百円下賜。

京都吉田・伏見御屋敷 明治四年上地。

(3) 山本氏は「什器旧原簿」といわれる一連の蔵帳の残留、分譲、贈呈、売却された作品点数を確認し、庚午、辛未、壬申といった書き入れから明治三年から五

年に整理した結果としてこの目録が出来たと推定する。

山本泰一「研究ノート 尾張徳川家の幕末期における什宝(収藏品)の種類と数量について」『金鯢叢書』第三十一輯・第三十三輯 徳川黎明会 二〇〇四年十二月 二〇〇六年十月。

他に尾張徳川家伝来の蔵帳を紹介した論考に以下がある。

佐藤豊三「享保時代における尾張徳川家の蔵帳整理について」『金鯢叢書』第二十五輯 徳川黎明会 一九九八年八月。

(4) 山本泰一氏によれば、明治維新にあたり、莫大な量の大名道具を整理縮小せざるを得なくなり、約七割方が売却や焼却処分された。しかし家康由緒の品々、歴代当主の筆になる書画や遺品をはじめ婚礼道具などの名画、名書蹟は保存された上、あらゆる分野の道具を満遍なく残し、藩政期の道具分類を踏襲して整理されているという。

山本泰一「尾張徳川家の収藏品について」『大徳川展』図録 『大徳川展』主催事務局 二〇〇七年十月。

尚、註③に掲出した文献には尾張徳川家の藩債処分に際して協力者への謝礼として作品贈呈される例や、側近御用を解かれるに際しての下賜といった実例が挙げられている。

(5) 山本泰一氏によれば、江戸時代には徳川家康の遺品「駿府御分物」をはじめとする「御大切之品々」は名古屋城に保管されていた。その他歴代当主や正室の収藏品、婚礼の際の持参品から日用品までの多様な道具が城内、御下屋敷(現・名古屋市中区葵)、大曾根屋敷、江戸の市谷屋敷、麴町屋敷、戸山屋敷など各所に分蔵され、管理者も御小納戸、御茶道方・御数寄屋方、御細工方、御腰物方など様々であったという(山本泰一「宝物の所在と管理」『尾張徳川家初代義直襲封四〇〇年記念 尾張の殿様物語』徳川美術館 二〇〇七年四月)。

明治期の最初の東京邸である浅草瓦町邸敷地は五千三百六十坪で内二千坪余が当初から貸地であった。明治四年七月に三千坪ほどの本所相吉町邸を加え、隅田川をはさんで瓦町邸と相吉町邸を使用していたが不便であったのであろう、明治十一年一月には敷地四千百十五坪の本所横網町邸を購入し本邸は移転した。手狭で立地も芳しくない東京邸に対して、大曾根邸敷地は明治二十一年には六万坪に

達し、明治二十三年には土蔵三棟を含む建物群が落成した(「御住居之沿革」個人蔵)。

尚、大曾根邸で圧倒的多数の作品が管理されているが、当主の手元で保管すべきとされた作品群も存在しており、東京邸で保管されている。その区分がいつどのようにして決められたかについては今後精査していきたいと考える。

(6) 「御家職任免調書」昭和二十一年 個人蔵。尚、明治二十二年十二月の職制は以下の通りである。家令二名、家扶頭取九名、家扶暱近頭取四名、家扶暱近十六名、家扶近侍三十八名、侍医十三名、家従二十四名、内家属吏六十四名、内家給事十九名、内家御雇卒族百十三名、御雇御側番四十三名、御雇卒族見習二十名、諸隸三百五十七名(「御家職任免調書」昭和二十一年 個人蔵)。「暱近」は「昵近」の書き違いかと思われる。

(7) 明治十三年三月に開始する観古美術会をはじめ、内国絵画共進会、ロンドン万国衛生博覧会(明治十七年五月)、靖國神社遊就館等への出品が確認される。

(8) 『平成新修旧華族家系大成』(霞会館 一九九六年)をはじめ古くは尾張家出版物では義宜の歿年を明治八年十一月二十四日としており、その記録は過去帳に遡る。二十六日説の根拠を含め、検討の必要がある。

(9) 義禮については長沼秀明「研究ノート 徳川義禮の英国留学」(『徳川林政史研究所研究紀要』第四十九号 『金鯢叢書』第四十二輯 徳川黎明会 二〇一五年三月)参照。尚、義禮の幼名「晨若」について、義禮の一八七六年三月の玉藻学校の賞状(徳川美術館蔵)には「T. Matsudaira」と表記される他、一八七二年の「Shimbu Gakusha」(未詳)の賞状(徳川美術館蔵)には「Takiwaka Matsudaira」(すずれも松平の表記に「u」は含まない)とある。「晨」を「とき」とも訓むことから、「ときわか」と訓むと推定する。文久三年九月十九日高松で生まれた晨若は、明治四年九月に父・頼聰が高松から東京へ移住するにあたり東京に移住し、頼聰を校主とする玉藻学校(東京府本郷元町一丁目七十四番地、明治八年九月開校で学んだ。同九年(一八七六)尾張家十七代慶勝の養子となり、名前を「義禮」とした。その後は学習院で学び、同十三年(一八八〇)慶勝隠居に伴い、尾張家十八代当主となった。最初の正室は慶勝の娘・登代(明治二十年十二月二日離縁)、二番目の正妻・良子は稲葉正邦の養女として嫁するが、同じく慶勝の娘である。登代

尾張徳川家における世襲財産附属物

離縁に関して当時の大衆紙はゴシップとして報じるが、義禮の長女米子に拠れば登代は障害を持ち子供を授かることが困難であった。側室を勧められたが義禮は断り、慶勝の直系を望んだため、良子を稲葉家の養子として迎えたという(徳川米子聞取調査資料)。明治十一年十一月一日に慶勝には十一男義恕が誕生しており、慶勝逝去の際には、義恕を当主とすべきとする家臣団も登場し紛糾する。分家設立まで家臣が二分する中、義禮は英国に留学した。この時義禮の英国留学を世話するのは後に徳川家家政に重要な役割を担う加藤高明である。

(10) 明治十三年七月・八月の目録は三組現存する。「御器物目録」九冊(明治十三年七月、什器原簿第一号)、これに添えられた副本八冊と「道具目録」八冊(明治十三年八月、什器原簿第七号)がある。八冊組の二組では第二冊に「唐墨」「色墨」「朱之類」と共に「香木」がまとめられているが、「御器物目録」では「香木」が単独で第三冊となっている。いずれも構成は同じであるが、八冊本はそれまでの目録のように作品名と数量、伝来だけが記録され、法量や表装などの詳細は書かれていない。

(11) 勅令第三十四号 明治十九年四月二十八日公布、官報第八四五号(明治十九年四月二十九日 内閣官報局)告示。

(12) 宮内省達第七号 明治十九年五月に十日公布、官報第八六五号(明治十九年五月二十二日 内閣官報局)告示。

(13) 「元老院会議筆記」明治十九年四月五日 第五百八号議案 華族世襲財産法第一読会(「元老院会議筆記 自第五百一号至五百卅三号」国立国会図書館デジタルコレクション 請求記号XB100 G1-1)。

(14) 最初の申請である岩倉具定は日本鉄道株、第十五国立銀行株と千葉県東葛飾郡の土地を八月に申請し(官報九三七号 明治十九年八月十四日、官報九三九号 明治十九年八月十七日)、同年十月七日認可を受けた(官報九八二号 明治十九年十月八日)。

(15) 明治十九年認可は岩倉具定、板倉勝観、上杉茂憲、板倉勝弼、本庄壽巨、本多忠敬、松平定教、前田利昭、池田政保、丹羽長保、有馬頼萬、三條実美、水野忠敬、大岡忠實、細川護久、津軽承昭、細川行真、戸田忠友、酒井忠彰、松平乗命、池田政禮、宗重正、細川興實、松園尚嘉の二十四家である。翌年一月に三家、

三月に二十三家、四月に三家、五月に六家、六月に九家、七月に九家、八月に六家、九月に七家、十月に四家、十一月に三家、十二月に六家が世襲財産認可を得た(官報九八二号—一三三三三)。

(16) 大正三年末の指定数は「第三十七回帝國議會貴族院華族世襲財産法改正法案特別委員會議事速記録」第二号(大正四年十二月二十一日、国立国会図書館)にある政府委員高橋作衛の発言による。華族世襲財産法とその背景を説いた論考として以下を参照した。

磯野誠二「華族世襲財産法制定と改正の経過—家産制史の一側面」(家永三郎編「明治国家の法と思想」御茶の水書房 一九六六年三月)。

霞会館編『華族会館史』霞会館 一九六六年八月。

霞会館諸家資料調査委員會編纂『華族制度資料集 昭和修華族家系大成別巻』吉川弘文館 一九八五年八月。

吉川弘文館 一九八五年八月。

千田稔「華族資本の成立・展開—一般的考察」(『社会経済史学』五二卷一号 社会経済史学会 一九八六年五月)。

岡部牧夫・小田部雄次編『華族財産関係資料』不二出版 一九八六年十月二十日。

小田部雄次「一九二〇年代における華族世襲財産の変様—華族世襲財産に関する新資料を中心に」(『日本史研究』二八八号 日本史研究会 一九八六年八月)。

後藤靖「日本資本主義形成期の華族の財産所有状況」(『立命館経済学』第三四卷六号 立命館大学経済学部 一九八六年二月)。

鈴木正幸「近代天皇制の支配秩序」校倉書房 一九八六年九月。

佐々木克「華族令の制定と華族の動向—旧華族間の対立をめぐって」(『人文学報』六十二号 京都大学人文科学研究所 一九八五年十月)。

千田稔「華族資本としての侯爵細川家の成立・展開」(『土地制度史学』二九卷四号 一九八七年)。

後藤致「華族世襲財産の設定状況について」(『立命館経済学』第三十七卷第四号・五号 一九八八年十二月)。

佐々木克「初期議會の貴族院と華族」(『人文学報』六十七号 京都大学人文科学研究所 一九九〇年十二月)。

酒巻芳男「華族制度の研究—在りし日の華族制度」霞会館 一九八七年三月。

大久保利謙歴史著作集三『華族制の創出』吉川弘文館 一九九三年六月。

森岡清美『華族社会の家戦略』吉川弘文館 二〇〇二年一月。

刑部芳則「明治国家の服制と華族」吉川弘文館 二〇一二年十二月。

久保正明「明治国家形成と華族」吉川弘文館 二〇一五年二月。

内山幸一「明治期の旧藩主家と社会—華士族と地方の近代化」二〇一五年十二月 吉川弘文館。

(17) 認可が確認されるのは以下の通り。本多忠敬、秋元興朝、松平忠和、毛利元徳、松浦詮、浅野長勲、五島盛主、太田資美、松平忠和(変更)、佐竹義生、生駒親忠、徳川義禮、青山忠允、大久保忠禮、内藤信任、竹腰正巳、秋元興朝(追加)、小出英延、小川又次、松平忠敬、石川成秀。

(18) 創設願・認可証は写しが残されている(個人蔵)。認可は官報に告示された(官報一三〇一号 内閣官報局 明治二十年十月二十八日)。

(19) 明治期だけで以下の申請・認可がみられる。明治三十年八月二日(第十五銀行株式、官報四二二六号)、明治三十一年四月一日(原野、官報第四四二三号)、明治三十四年四月二日(原野、官報第五三三二号)、明治三十五年三月四日(畑、官報第五五九七号)、明治三十五年九月十六日(日本鉄道株、官報第五七六三三号)、明治三十六年三月十日(畑、官報第五九〇三三三号)、明治三十八年十一月七日(金禄公債証書、官報第六七〇九号)、明治四十年一月二十四日(記名特別大日本帝國政府五分利公債証書、官報第七〇七〇号)、明治四十年六月十三日(記名特別大日本帝國政府五分利公債証書、横浜正金銀行株、官報第七一八六号)。大正に入っても毎年のように入れ替えが行われる。

尾張徳川家の世襲財産については大石勇が「徳川義親と八雲町の農村美術運動」(『徳川林政史研究所研究紀要』第二十五号 徳川林政史研究所 一九九一年三月)に触れているが、世襲財産法は任意法であり、北海道八雲の土地はこれまでに確認した限り一切その対象とはなっていない。

(20) 掲載内容は以下の通りである。

○華族世襲財産附屬物認可

神書二部、國史一部、傳記三部、儒書一部、武学三部、後宇多天皇宸筆掛物一幅、伏見天皇宸筆掛物一幅、後小松天皇宸筆掛物二幅、後奈良天皇宸筆掛物二

幅、後水尾天皇宸筆掛物五幅、後光明天皇宸筆掛物一幅、後西院天皇宸筆掛物二幅、靈元天皇宸筆掛物一幅、光格天皇宸筆掛物二幅、掛物三幅（著者注…筆者不明の家康像三幅を示すと推定される）、狩野安信筆掛物一幅、徳川家康筆掛物十六幅、徳川秀忠筆掛物五幅、徳川家光筆掛物一幅、徳川家綱筆掛物四幅、徳川綱吉筆掛物四幅、徳川家治筆掛物三幅対二、徳川家齋筆掛物二幅、徳川家齋室廣大院筆掛物一幅、徳川家慶筆掛物一幅、徳川義直筆掛物九幅、徳川光友筆掛物三幅対一、同筆掛物十四幅、徳川光友竝六男六郎筆掛物一幅、徳川綱誠筆掛物二幅、徳川吉通筆掛物二幅、徳川完陸筆掛物一幅、徳川齊朝筆掛物一幅、徳川齊溫筆掛物一幅、徳川齊莊筆掛物一幅、徳川慶城筆掛物二幅、徳川慶勝筆掛物一幅、徳川茂徳筆掛物一幅、徳川義宜筆掛物一幅、徳川齊朝室清湛院筆掛物一幅、徳川齊莊室貞慎院掛物一幅、近衛基前室維學心院筆掛物一幅、狩野元信筆掛物一幅、雪舟筆掛物一幅、京極黃門定家筆掛物二幅、經山虛堂和尚筆掛物一幅、宋玉潤筆掛物一幅、直夫竝假溪牧溪筆三幅対一、無準師範禪師筆掛物三幅対一、所翁竝牧谿筆掛物二幅対一、古林清茂禪師掛物一幅、足利尊氏筆掛物一幅、武田晴信筆掛物一幅、豊臣秀吉筆掛物一幅、牧溪筆掛物一幅、仙竺僊筆掛物一幅、伏見天皇宸筆卷物四卷、後伏見天皇宸筆卷物二卷、後醍醐天皇宸筆卷物一卷、後二條天皇宸筆卷物一卷、後小松天皇宸筆卷物二卷、後陽成天皇宸筆卷物一卷、明正天皇宸筆卷物一卷、後光厳天皇宸筆卷物一卷、後圓融天皇宸筆卷物二卷、東福門院筆卷物一卷、徳川義直筆卷物一卷、徳川光友筆卷物四卷、徳川光友室靈仙院筆卷物一卷、松平勝長同勝當筆卷物一卷、徳川治休筆卷物一卷、徳川治行筆卷物一卷、廣幡忠幸室普峰院筆卷物三卷、古土佐家之筆卷物一卷、世尊寺行尹竝古土佐筆卷物一卷、後二條天皇宸筆竝土佐光頭筆卷物一卷、菅原道眞筆卷物二卷、明成祖武皇帝勅書一卷、為家竝土佐守経隆筆卷物一卷、寂蓮法師竝中務少輔隆親筆卷物二卷、飛鳥井雅経竝中務少輔隆親筆卷物一卷、後醍醐天皇宸筆手鑑一帖、龜山天皇宸筆經一部、後水尾天皇宸筆經一卷、徳川光友室靈仙院筆經一帖、聖武天皇宸筆手鑑五帖、伏見天皇宸筆手鑑一帖、後陽成天皇宸筆手鑑一帖、徳川秀忠筆手鑑一帖、徳川義直筆手鑑七帖、徳川光友筆手鑑一帖、徳川慶勝筆手鑑五帖、徳川家宣筆色紙一枚、徳川光友筆色紙十二枚、同筆短冊十八枚、徳川宗睦筆短冊四枚、徳川治休筆短冊二枚、徳川

治行筆短冊一枚、徳川義直室高原院筆短冊一枚、徳川光友歌書二部、徳川齊莊歌書三部、徳川治行室聖聰院歌書一部、近衛基前室維學心院歌書一部、近衛基熙歌書一部、曾我物語一部、持明院基輔歌書一部、御深草天皇宸筆屏風一雙、後伏見天皇宸筆屏風一雙、小栗宗丹筆屏風一雙、徳川家康書一冊、同書二通、徳川義直書二十五枚、同画讀八枚、徳川光友画七枚、徳川継友書十枚、徳川宗春書一枚、徳川宗勝書十一枚、徳川齊朝書一枚、徳川齊溫書三枚、徳川慶勝書三枚、徳川吉通室瑞祥院書一枚、徳川治休書一枚、徳川清康書一枚、具足十二領、陣太鼓二、軍配团扇二、冑一、白熊采配二、軍扇三、鞭二、孫手一、狩箴一、馬面一、馬鎧一、白銅鉦一、螺一、馬標一、鎧一領、鞍鎧一具、鞍一、鐙一、轡一、馬氈一、丹波守吉道刀一口、短刀一口、來孫太郎刀一口、筑州住國弘短刀一口、青江包次刀一口、守家竝光忠刀一口、貞眞刀一口、城羽兼永刀一口、一文字刀二口、正恒刀一口、相模國貞宗刀一口、藤島刀一口、廣助刀一口、正宗小サ刀一口、二王清則小サ刀一口、保昌五郎短刀一口、郷則重短刀一口、濃羽志津短刀一口、備前國光忠刀二口、備前國則宗刀一口、來國光刀一口、信國刀一口、長光刀一口、備州長船住兼光刀三口、古備前正恒刀一口、國宗刀一口、備中國住人貞次刀一口、大原眞守小サ刀一口、ワカエ正宗短刀一口、左安吉短刀一口、來國俊短刀一口、備中國直次一口、備前國長船長光刀一口、遠江長光刀一口、鳥飼二字國俊刀一口、兵庫守家刀一口、大左文字刀一口、松浦源左衛門尉信國小サ刀一口、鯨尾吉光脇差一口、三條宗近短刀一口、新藤五國光短刀一口、山城國來國光短刀一口、栗田口吉光短刀一口、相模國貞宗短刀一口、備前國兼光短刀一口、山城國平安城長吉短刀一口、駿河國島田義助短刀一口、越前國下阪康繼短刀一口、後藤藤四郎吉光短刀二口、不動正宗短刀一口、一庵正宗短刀一口、包丁吉光短刀一口、包丁正宗短刀一口、物吉貞宗短刀一口、奈良屋貞宗短刀一口、上野貞宗短刀一口、戸川志津短刀一口、池田正宗刀一口、南泉一文字刀一口、吉見左文字刀一口、備前三郎國宗刀一口、山城國信國刀二口、備前國吉用刀一口、備中國青江次直刀一口、備前國長義刀一口、相州鎌倉一文字助眞刀一口、相模國正宗刀一口、大和國保昌貞吉短刀一口、小柄一、三所物一具、鐔一、蜀江錦十一、蒙流十二、紗十七、綾金十四、印金四、和物金欄二、銀欄六、安樂庵十九、焼裂二十、風帶三十一、紹金四、黄純六、蜀江十、

純子二十九、祖父著附二、側次一、古錦襦袢三、焼裂銀襦袢一、紗金織七、朝鮮錦三、琉球物一、繡珍一、細川純子六、上代純子三、風通段織一、風通二、吉野廣東一、望月廣東五、緞廣東七、金入唐純子二、萬曆時代純子二、名物珠光純子三、名物古渡純子一、名物古金襴四、笹蔓純子三、金木理六、銀木理二、定家純子一、芝山純子二、綴ノ錦一、名物東山裂古金襴二、名物上代平野廣東一、焼裂金襴一、紅毛本國羽二重織二、古金襴二、名物二人靜古金襴茶入袋一、一番更紗二、厨子棚一、黒棚一、書棚四、大角赤一、小角赤一、手箱十一、鏡臺三、櫛箱二、小櫛箱一、眉作箱一、旅眉作箱一、乱箱二、耳盥二、渡シ金箱一、鐵漿箱一、楊枝箱一、湯注子一、硯箱文臺二具、色紙箱二、短冊箱二、見臺四、机三、料紙箱三、硯箱五、文箱一、長文箱四、香盆四、枕箱四、旅香具箱一、薰物壺二、帶箱二、昆布箱二、碁盤一、将棋盤一、枕一對、枕香炉二、寄り掛一、貝桶二対、衣桁一、挟箱一對、名所香箱一、古今香箱一、宇治香箱一、香月香箱一、伽羅割道具一具、十種香箱一、食籠一、盆四、小箱六、文臺一、組硯箱一、簞笥一、香合三、十炷香箱一、香臺一、菓簞笥一、香箱一、筆簞一管、一節切二管、琵琶四面、箏二面、石帶一、貝玉箱一、天目臺四、酒器一對、花生二、香炉四、筆架一、硯一、盆石一、刀掛二、手拭掛一、棚鍋一、重箱一組、釜五、茶壺九、茶碗十、水指四、茶入九、茶杓一、臺子一、風呂一、柄杓建一、鎮一、蓋置一、香火筋建一、炷空入二、棗一、皿一、盃二、菓鍋一、菓茶碗二、塵壺一

右華族從四位侯爵徳川義禮所有ノ分同家ノ世襲財産附屬物ト為スコトヲ明治二十六年四月十九日宮内大臣認可ス 爵位局

(21) 「御世襲財産附屬物目録」什器原簿第五号 徳川美術館蔵。

(22) 当初は附屬物百七十九号に徳川家康筆小池筑前守宛下知状(八月十六日)、百八十一号に「某邑之書」が掲載されているが、朱線で消された上、欄外に「省クコト」と朱書されている。付け直しされた番号も朱書されている。

(23) 「世襲財産附屬物取調往復簿」什器古帳第五十一号 徳川美術館蔵。

(24) 註(23)文獻。詳細は以下の通りである。

尊崇ノ部 御大切甲ノ部 同上乙ノ部 同上丙ノ部

御大切ナル部 右五種ハ悉皆掲クルモノトス

御大切物旧御日記所草稿乾坤御書物ノ部 是ハ前頭^{マゼ}五種ニ重複ノモノ多キ力故ニ附屬物ニ加ヘス
凶類ハ悉皆掲クル見込
駿河御讓御書物 敬公御書物

此二種ハ駿河御讓ハ悉皆之ヲ掲ケ 敬公御物ハ写本又ハ

類少ノ判本ハ之ヲ掲ケ唐本ニシテ稀世ニアラサル御書物ハ之ヲ除ク

古写本 悉皆之ヲ掲ケ

東照宮御影初ノ部 敬公御筆ノ部 御筆ノ部

(単ニ御筆ノ部トアルハ 御宗家尾紀水様等ノ類)

右三種ハ悉皆之ヲ掲ケ

屏風ノ部 手鑑ノ部 石摺ノ部 歌書ノ部

掛物ノ部 巻物ノ部 右六種ハ悉皆之ヲ掲ケ

裂革ノ部 唐墨ノ部 朱ノ部

裂革ノ内裂ハ古渡又ハ和製ト雖上品ノ分ハ之ヲ掲ケ中品以下ノ分ハ之ヲ除キ革ハ稀世ノモノニアラサレバ悉皆之ヲ除ク裂ハ 源懿様御代小堀

宗中等上中下ノ品評ヲナシタル事蹟アルヲ以中等以下ハ除キテ可ナリ

唐墨モ上品ノミヲ掲ケ中品以下ハ掲ケサル見込ナリ

朱ハ上々品二箱ニテ箱紐共四貫九拾目上朱拾三箱ニテ四拾五貫八百

四拾目但箱紐トモノ惣目ナリ朱ハ従前御側御用ニ御支用ナリシモノニ

シテ悉皆附屬品ニ掲クルモ然ルベカラス故ニ上々朱二箱上朱ハ凡其半ヲ

掲ケ他日御支用ノ余裕ヲ付ケ惜クモ然ルヘキカ

元大奥梨地菊折枝蒔絵ノ部 同上厨子棚ノ部

源氏初音胡蝶蒔絵ノ部 香道具ノ部

香炉ノ部 盆ノ部 盆石ノ部

右七種ハ悉皆之ヲ掲クル見込

楽器ノ部 横笛ノ部 簞簞ノ部

笙ノ部 鉦鼓ノ部 調子笛ノ部

譜本ノ部 能道具ノ部

右八種ハ多少取捨シテ掲クル見込ナリ

刀掛ノ部 是ハ悉皆掲クル見込

銀器ノ部 同上

雜ノ部 文房具ノ部 是ハ取捨シテ掲クル見込

硯ノ部 硯ハ宝物取調委員ノ抜粹シタルモノヲ掲ク

文台硯ノ部 手箱ノ部 是ハ悉皆掲クル見込

花生ノ部 銅香炉ノ部 中央卓ノ部

食籠ノ部 会席具ノ部 風炉釜ノ部

台子ノ部 水指ノ部 茶入・棗・薄茶器ノ部

茶碗ノ部 茶杓ノ部 香合ノ部

右ハ悉皆掲クル見込

茶器ノ部 手焙ノ部 台子付風炉釜ノ部

茶壺ノ部 能装束ノ部 但唐人相撲ノ装束ニ限ル

右ハ前同上

仏像・仏画・経ノ部 是ハ些少除クヘキモノアリ

武器ノ部 建中寺ニ於テ火災ニ罹リタルモノ及ヒ御旗ノ類・自然永年

保存シカタキモノヲ除キ其他ハ悉皆之ヲ掲ク

刀剣ノ部 宝物取調委員来県ノ際選抜シタルモノハ委員

可否ノ評ニ不拘悉皆掲クル見込

小道具ノ部 名物ハ勿論上作ノ物ハ悉皆掲ケ其他ハ之ヲ除ク見込

(25) 全国宝物取調に同行したとされる小川一真撮影の大曾根邸書院に初音三棚を

はじめ置きそろえた写真が『國華』八号(國華社 明治二十三年五月)に掲載され

ている。これが正式な全国宝物取調であったのか、それとも後述する展覧会出品

前の調査の為であったかは判明しない。小川一真に関しては岡塚氏の見解に添う。

岡塚章子「小川一真の「近畿宝物調査写真」について」(『東京都写真美術館紀要』

第二号 東京都写真美術館 二〇〇〇年)。

同「明治期の美術写真出版物—『國華』『真美大観』『Histoire de l'Art du

Japon』を中心に」(『美術フォーラム21』第四号 醒醐書房 二〇〇一年)。

同「小川一真の近畿宝物調査写真—日本美術への視点をつくった写真」(『月刊文

化財』五一七号 第一法規出版 二〇〇六年十月)。

尾張徳川家における世襲財産附屬物

(26) 官報第二一〇九号 内閣官報局 明治二十三年七月十一日。

(27) 註(23)文獻。

明治二十五年二月十日付第九号に名古屋別邸羽鳥清水から本邸の連絡内容とし

て記されている。稲生真履(一八四三—一九二五)は明治二十五年宮内省に正倉院

御物整理掛が設置された際に採用され、東京帝室博物館の学芸委員であったこと

が知られる(木内半古「正倉院御物修繕の話」(『東洋美術特輯正倉院の研究』飛

鳥園 一九二九年)、小野善太郎「正倉院の栞」(西東書房 一九二〇年、安藤更

正「正倉院少史」明和書院 一九四七年)。八木雕(一八二八—一九一〇)は大

藩敬道館教授を務め、明治政府で神祇省、教部省、内務省寺社局等に勤務した

後、明治二十六年奈良帝室博物館の嘱託となった(『愛知県姓氏歴史人物大事典』愛

知県姓氏歴史人物大事典編纂委員会 一九九一年)。

(28) 「世襲財産附屬物取調往復簿」のこれ以降の記録には義禮お手元品の「石」

の目録も入っているほか、後述する通り、「地」「人」からも作品が付け加えられた。

(29) 「世襲財産附屬物取調簿」には「鑑査状文案」がいくつも綴じられており、

初期の鑑査状は存在しない。鑑査状がいつからどのような形で作られたのか、検

討する必要がある。

(30) 東京国立博物館編『東京国立博物館百年史』第一法規出版 昭和四十八年三月。

隈元謙次郎「岡倉天心」(『月刊文化財』百二十一号 一九七三年十月)。

村形明子「フェノロサの宝物調査と帝国博物館の構想」(上・下) (『MUSEUM』

三四七・三四八号 東京国立博物館 一九八〇年二月・三月)。

村形明子「フェノロサと美術行政」(『東京国立博物館研究誌』三六二号 東京国

立博物館 一九八一年五月)。

佐藤道信「フェノロサの古社寺調査と古美術保護」(『月刊文化財』四一一号

一九九七年十二月)。

村角紀子「明治期の古美術写真—畿内宝物取調を中心に」(『美術史』五十二号

美術史学会 二〇〇二年十月)。

古川史隆「臨時全国宝物取調局による滋賀県社寺宝物調査の記録」(『滋賀県立琵琶湖文化館研究紀要』第二十一号 二〇〇五年三月)。

吉田千鶴子「(日本美術)の発見—岡倉天心がめざしたもの」(吉川弘文館

二〇一一年四月一日。

吉野俊哉「明治期の全国的な宝物調査と旧越中国内の宝物について―東京国立博物館蔵資料の調査を中心に」(『富山県(立山博物館)研究紀要』第二十一号 富山県(立山博物館) 二〇一四年三月三十一日)。

(31) 明治二十一年五月十六日の官報一四六一号(内閣官報局)には以下のように報告された。

○美術取調ニ関スル報告摘要

美術ノ模範及歴史ノ参考トナルヘキ物品取調ノタメ曩ニ京都、大阪二府、奈良、和歌山、滋賀三県ニ出張セル九鬼圖書頭一行ハ去ル五日調査地方ニ向ヒ東京ヲ出發翌六日神戸ニ着直ニ和歌山県ニ赴キ同地ノ検閲ニ着手スルノ筈ナリシヲ目下京都府各宗本山ハ其宝什ヲ蒐集シ相国寺、南禅寺、及清水寺ノ三寺ニ於テ展覽会ヲ開設シタレハ其閉場セサルニ先チ之ヲ検閲スルノ必要アルカタメ途ヲ転シテ京都府ニ赴キ去ル八日ヨリ都合四日間其取調ニ従事セリ、然ルニ今回ノ検閲調査ハ務メテ確實ナル結果ヲ得ルヲ要スルカタメ特ニ京都府庁ヲ経テ同府各専門ノ鑑定家数名ヲ招集シ其意見ヲモ諮詢シ以テ参考ト為セリ、抑々此三寺ノ展覽会ハ今回検閲ノ目的ニ抛リ蒐集陳列セルモノニ非サレハ優等ト認ムルモノ甚タ多カラス、故ニ其陳列品合計五百四十四点ノ内ニ就キ先ツ優等ト認メタルハ三十三点ニシテ之ヲ類別スレハ古文書八点、絵画七点、彫刻一点、漆器九点、陶器五点、金工一点、楽器一点、雜一点ナリ、又之ニ次クヘキモノハ四十四点ニシテ之ヲ類別スレハ古文書十一點、絵画八点、彫刻三点、漆器十四点、陶器五点、金工一点、楽器一点、雜一点ナリ、又同一行ハ本月十二日調査ヲ結了シ公私同行二十余名同十四日和歌山県ニ向ヒ京都府ヲ出發、粉河、根来、高野等ヲ経テ奈良県下ニ赴ク筈ナリ(去ル十二日京都府発本局出張員報告)

(32) 明治二十三年七月十一日の「臨時全国宝物取調局宝物検閲景況」(官報二一〇九号 内閣官報局)は以下の通りである。

○臨時全国宝物取調局宝物検閲景況

本年一月以来東京府、巖手、宮城両県下及相州鎌倉地方ニ於テ局員ノ検閲ヲ遂ケタル物品ハ古文書千四百三十点、絵画五千二百五点、彫刻九百三十一點、美術工芸品二千二百二十八点、合計九千七百九十四点ニシテ其内先ツ優等ト認

メタルモノ七十六点之ニ次クモノ五百十三点トス、而シテ東京府下其他前陳諸地方ニ於テハ未タ検閲ヲ完了セス、目下調査施行中ニアリト雖モ、要スルニ奈良及京都府ニ比シテ大体近世ノ製作ニ富ミ彫刻少ク絵画及工芸品多シ、古文書ノ如キハ今日ニ至ルマデ検閲ニ供スルモノ甚タ多カラサレトモ目下調査ノ最中ニアリテ未タ比較ヲ見ルニ至ラス、其所在ハ寺院ノ什宝ヨリハ却テ旧族名家ノ私有品ニ属シ離散隔絶シテ鑑査ノ便ヲ欠クノ趣ナキニアラサレトモ名品宝器ハ稍々人ノ知ル所トナリ恣ニ埋滅頽廢ニ帰セシムルコト稀ナリ、検閲ノ上優等又ハ之ニ次クモノト認メタルモノハ其種類ニ応シテ漸次各種ノ鑑査狀ヲ發シ来レリ而シテ國宝トシテ之ヲ台帳ニ登録シ其宝物ヲ証明スルタメニ品質大小伝来等ノ外尚ホ其時代作者良否等ノ詳細ヲ調査記載スルモノトス(後略)

(33) 官報二〇二〇号 内閣官報局 明治二十三年三月二十八日。

(34) 尚「美術展覽会週報」(官報二〇二〇号 明治二十三年三月二十八日)には帝國博物館所蔵の「後花園天皇宸筆歌切」「後陽成天皇宸筆一行物」といった作品が含まれる。

(35) 世襲財産附屬物五〇〇号、五〇一号の「源氏物語絵巻」や五四五号「曜変天目」などが明治二十五年九月三日に二等に選ばれた。また四八九号の「掛物 名物墨画 中直夫画偃溪賛 左右牧溪自画讀」、四九九号「西行物語絵巻」、六二二号から六二五号にある「梨地時代菊水文字入蒔絵」の文台、硯箱等や茶壺が同日三等に指定された。

(36) 註(23)文獻。

(37) 明治二十五年十二月九日に爵位局属石原秀男が名古屋で打ち合わせを行っていることが、「世襲財産附屬物取調往復簿」(什器古帳第五十一号 徳川美術館所蔵)内に綴じられた庶第百十六号(明治二十五年十二月七日付)、庶第百十三号(明治二十五年十二月八日付)により判明する。

(38) 本多忠敬には李安忠筆「養由基図」と「菊香合 紫檀挽物龜甲ノ彫内梨子地 蓋上ニ珊瑚伽羅琥珀瑠璃金銀ヲ以テ造リタル菊付」がある(官報第一一一九号 明治二十年三月二十八日)。秋元興朝家については表記が簡易なため詳細はわからないが雪舟画七幅、元信画六幅、探幽画十四幅などがあり(官報一一二三号 明治二十年四月一日)、いずれも由緒品である可能性は低いように思える。

(総務部非常勤学藝員)

表1 「世襲財産附属物目録」作品一覧

号数	作品名	員数等		伝来	保管場所
1	神書	但九冊 図一冊	一部	神祇宝典	名古屋 大曽根邸
2	神書	但一冊	一部	神道正宗	
3	國史	但七拾冊	一部	類聚日本記	
4	伝記 附系譜	但全一帖 紙本	一部	系譜	
5	同	但五冊	一部	年譜	
6	伝記	但拾八冊二帙	一部	成功記	
7	儒書	但全一冊	一部	初学文宗	
8	武学 附兵法	但三冊	一部	軍證志	

9	武学 附兵法	但一冊	一部	軍書合鑑	和漢ノ兵書ヲ校ヘ軍事ノ大旨ヲ解説シ次ニ兵士ノ要領数箇条ヲ記シ自序ニ子孫ノ為庭訓ヲ仮名文ヲ以書ス	
10	同	但一冊	一部	軍書萃言	正兵奇兵伏兵等ノ事ヨリ軍理ノ要ヲ論ス	
11	掛物	後宇多天皇宸筆	一幅	宸翰 初句竹園御報進之外	右祖先伝来以下同シ	
12	掛物	伏見天皇宸筆	一幅	御製 初句おもふとち		
13	掛物	後小松天皇宸筆	一幅	御製 初句世の中に		
14	掛物	後小松天皇宸筆	一幅	和歌 初句夕つく日		
15	掛物	後奈良天皇宸筆	一幅	和歌 初句志ら雲に		
16	掛物	後奈良天皇宸筆	一幅	宸翰 初句けふの御うた		
17	掛物	後水尾天皇宸筆	一幅	永忠ノ二大字		
18	掛物	後水尾天皇宸筆	一幅	和歌 初句しら雲の		
19	掛物	同上	一幅	小式部内侍ノ和歌 初句鶯ハナニソハ鳴ソ		
20	掛物	同上	一幅	春日神号		
21	掛物	後水尾天皇宸筆	一幅	南無天神号		
22	掛物	後光明天皇宸筆	一幅	和歌 初句我せこか 式紙	右当家二代從二位大納言光友以降伝来以下同シ	
23	掛物	後西天皇宸筆	一幅	御製 初句おなしくは		
24	掛物	同上	一幅	宸筆 人丸讃 ほのほのと		
25	掛物	靈元天皇宸筆	一幅	御製 初句おもふより		
26	掛物	光格天皇宸筆及御細工押絵	一幅	宸筆 和歌 初句心たに渡唐天神像	右当家九代從二位大納言宗睦以降伝来以下同シ	
27	掛物	光格天皇宸筆画筆者不詳	一幅	菅原道真東帯ノ画像彩色		
28	掛物	無落款或探幽筆歟	一幅	徳川家康ノ像密画彩色	右祖先伝来以下同シ	
29	掛物	画工不詳無落款	一幅	徳川家康長篠戰役陣中小具足着用床机ニ椅ル密画彩色ノ像		
30	掛物	狩野安信筆在落款	一幅	徳川家康長久手戰役陣中具足陣羽織着用床机ニ寄ルノ像外武將二人隨從傍ニ松樹二本小笹有密画彩色		名古屋大曾根邸
31	掛物	画工不詳無落款	一幅	徳川家康松樹ノ下ニ具足陣羽織ヲ着シ床机ニ寄ル外ニ松平甚太郎康忠、高木主水入道性順、榑原式部大輔康政、酒井左衛門尉忠次、内藤四郎左衛門正成、平岩主計頭親吉、井伊兵部少輔直政、渡邊半藏守綱、蜂谷半之丞定次、鳥居四郎左衛門直忠、服部半藏正成、大久保七郎左衛門忠世、本多中務大輔忠勝、鳥居彦左衛門元忠、大久保次右衛門忠佐、米津藤藏入道浄心ノ十六將各具足ヲ着シ四人宛列居ス密画彩色		
32	掛物	徳川家康手翰花押親筆	一幅	手翰 初句為歳暮祝儀		
33	掛物	同上	一幅	手翰 初句其表之儀		
34	掛物	徳川家康実名花押親筆	一幅	手翰ノ切レ家康花押 九月廿八日藤堂和泉守宛		
35	掛物	徳川家康花押親筆	一幅	手翰 初句為蘆田人質云々		
36	掛物	徳川家康花押親筆	一幅	手翰 初句羽黒		
37	掛物	同上	一幅	手翰 初句今日九日午之刻		
38	掛物	同上	一幅	手翰ノ切レ 九月廿三日付家康花押		
39	掛物	徳川家康親筆	一幅	手翰 初句さいせふいよいよ	右祖先義直痘瘡ニ罹リタル際、義直実母かめ子局あちや子へ贈リタル手翰ニシテ来相伝ス	
40	掛物	同上	一幅	和歌短冊 初句ふしの山	右祖先伝来	
41	掛物	徳川家康花押親筆	一幅	手翰 初句為壺口切	右山下武左衛門ナル者故有テ当家へ贈リタルモノナリ	
42	掛物	徳川家康親筆	一幅	和歌色紙 初句みとりたつ	右祖先伝来以下同シ	
43	掛物	徳川家康親筆	一幅	覚書 初句九江戸		

44	掛物	同上	一幅	和歌 初句こめやとハ		
45	掛物	徳川家康親筆	一幅	手翰 初句ひさしく		
46	掛物	同上	一幅	手翰 初句御状令拝見		
47	掛物	徳川家康花押親筆	一幅	手翰 初句如仰御下國	右美濃国可見郡中吉右衛門家ニ伝来ノ処、文久四年甲子正月当家へ贈リタルモノナリ	
48	掛物	二代將軍徳川秀忠親筆	一幅	書翰 初句さい将きあひいよいよ	右祖先伝来以下同シ	
49	掛物	同上	一幅	和歌式紙 初句いつくにか		
50	掛物	二代將軍徳川秀忠花押親筆	一幅	書翰 初句到駿州		
51	掛物	同上	一幅	書翰 初句小笠原いつみ		
52	掛物	二代將軍徳川秀忠親筆	一幅	和歌 初句しら浪の		
53	掛物	三代將軍徳川家光親筆	一幅	和歌式紙 初句大かたの	右当家二代ノ祖徳川光友以降伝来	
54	掛物	四代將軍徳川家綱親筆	一幅	詩七言二句 初句今日不知	右当家五代徳川五郎太以降伝来以下同シ	
55	掛物	同上	一幅	詩七言二句 初句威加海内		
56	掛物	同上	一幅	伊勢物語画彩色詞書		
57	掛物	四代將軍徳川家綱親筆	一幅	墨画布袋ノ図		
58	掛物	五代將軍徳川綱吉親筆	一幅	詩 初句道通天地 和歌 初句万代を	右当家六代徳川継友以降伝来以下同シ	
59	掛物	五代將軍徳川綱吉親筆	一幅	彩色住吉行幸ノ図		
60	掛物	五代將軍徳川綱吉親筆	一幅	着色寿老人ノ画		
61	掛物	同上	一幅	語 懷明德 三大字横物		
62	掛物	十代將軍徳川家治親筆	三幅対	左右墨画竹 中着色鶴	右当家十一代徳川齊温以降伝来以下同シ	
63	掛物	同上 有落款	三幅対	着色 左芳野 右竜田 中富士山		
64	掛物	十一代將軍徳川家齊親筆有落款	一幅	語 正名ノ二字	右当家十三代徳川慶臧以降伝来以下同シ	
65	掛物	十一代將軍徳川家齊親筆	一幅	着色 赤色牡丹花輪ノ折枝ヲ描ク		
66	掛物	十一代將軍徳川家齋室廣大院筆	一幅	朗詠詩七言二句 初句嵩山表裏千重雪		
67	掛物	十二代將軍徳川家慶親筆	一幅	墨画 葡萄枝間二月アリ其月ハ着色	右当家十四代徳川慶勝以降伝来	
68	掛物	当家初代徳川義直親筆	一幅	五字一行 至聖文宣王	右祖先徳川義直以降伝来以下同シ	
69	掛物	同人親筆	一幅	語 初句易日知進退存亡而		
70	掛物	当家初代徳川義直筆	一幅	初句駱賓王		
71	掛物	同上	一幅	語 初句君子之道		
72	掛物	当家初代徳川義直親筆 落款アリ	一幅	七言絶句画讀 初句天星何代隕虚空		
73	掛物	同上	一幅	手翰 初句御城奥方之		
74	掛物	当家初代徳川義直親筆	一幅	菅公束帯座像着色画讀 初句早春内宴		
75	掛物	同上	一幅	語 七字一行 君子必慎其独也		
76	掛物	当家初代徳川義直親筆	一幅	和歌短冊 初句一声ハ		
77	掛物	当家二代徳川光友親筆 落款アリ	三幅対	墨画 左岩鵲鴿 中布袋 右蓮ニ乙鳥	右当家二代ノ祖光友以降伝来以下同シ	
78	掛物	当家二代徳川光友親筆	一幅	着色 文殊ノ像		
79	掛物	同上	一幅	墨画 古木ノ梅左右ニ花アリ枯枝ニ雀一羽止但疎画		
80	掛物	当家二代徳川光友親筆 落款アリ	一幅	墨画山水 山中人家一棟ヲ描キ水辺一小舟ヲ浮フ		
81	掛物	同人詞書并六男六郎画両筆	一幅	墨画梅ノ絵 光友詞書アリ 初句 六郎二歳ノ時		

82	掛物	当家二代徳川光友親筆 落款アリ	一幅	画讀 墨画山水 和歌 初句 色かほる	
83	掛物	当家二代徳川光友親筆	一幅	墨画山水 山上ニ樹木アリ遠村 ニ塔一字林上ニ露ハル	
84	掛物	同上 落款アリ	一幅	墨画 古木ノ梅立枝ニ鶯一羽止 ル図	
85	掛物	当家二代徳川光友親筆 落款有	一幅	山水画讀七言絶句 初句蘆荈誤 作衡陽雪	
86	掛物	同上	一幅	着色 山水ノ画 遠山重疊月ヲ 描キ山麓林中人家三棟	
87	掛物	当家二代徳川光友親筆	一幅	着色 秋三タノ和歌及画 水流 鳴一羽飛行ノ図 横立山ノ図 海濱苔家二棟ノ図	
88	掛物	同上 無落款	一幅	和歌 初句心なき	
89	掛物	当家二代徳川光友親筆	一幅	彩色画讀 菅公像束帶ノ座像同 公ノ詩 讀七言絶句 初句今宵 旅宿	
90	掛物	同上 無落款	一幅	天神名号	
91	掛物	同上 落款有	一幅	墨画 水流アリ竹枝垂レテ水中 ニ入ル其傍ラ小魚数尾浮フ翡翠 竹枝ノ上ニアリテ小魚ヲ得ント スルノ形状ヲナスノ図	
92	掛物	当家二代徳川光友親筆 落款アリ	一幅	墨画 布袋杖ヲ以テ袋ヲ荷ヒ腹 部ヲ表ハシ踊ノ図	
93	掛物	当家三代徳川綱誠筆	一幅	画讀着色 歌仙束帶ノ像 讀和 歌 初句一ふしに	右当家三代徳川綱誠以降伝来以下同シ
94	掛物	当家三代徳川綱誠親筆	一幅	語四字一行 君止於仁	
95	掛物	当家四代徳川吉通親筆 在名	一幅	詩歌色紙三葉七言絶句	右当家四代徳川吉通以降伝来
96	掛物	当家四代徳川吉通拾歳ノ親筆	一幅	墨画 竹	右当家四代徳川吉通以降伝来
97	掛物	当家九代徳川宗睦親筆在名	一幅	和歌 初句ほととぎす	右当家九代宗睦以降伝来
98	掛物	当家十代徳川齊朝親筆	一幅	語五字一行 木従繩則正	右当家十代徳川齊朝以降伝来
99	掛物	当家十一代徳川齊温親筆	一幅	語五字一行 花落擁籬根	右当家十一代徳川齊温以降伝来
100	掛物	当家十二代徳川齊莊親筆 落款アリ	一幅	語四字一行 福如東海	右当家十二代徳川齊莊以降伝来
101	掛物	当家十三代徳川慶臧親筆	一幅	語五字一行 蘭署得人芳	右当家十三代徳川慶臧以降伝来以下同シ
102	掛物	同上 無落款	一幅	語五字一行 山呼萬歲声	
103	掛物	当家十四代徳川慶勝親筆	一幅	語五字一行 幽勝似僊家	右当家十四代徳川慶勝以降伝来
104	掛物	当家十五代徳川茂徳親筆 落款アリ	一幅	語五字一行 風景一時新	右当家十五代徳川茂徳以降伝来
105	掛物	当家十六代徳川義宜親筆	一幅	語四字一行 故旧不遺	右当家十六代徳川義宜以降伝来
106	掛物	当家十代徳川齊朝室清湛院親筆	一幅	古歌 初句春かすみ	右当家十代徳川齊朝以降伝来
107	掛物	当家十二代徳川齊莊室貞慎院親筆	一幅	和歌 初句茂李そふ	右当家十二代徳川齊莊以降伝来
108	掛物	当家九代徳川宗睦養女近衛基前室維字心院親筆	一幅	和歌 初句百年の	右当家九代徳川宗睦以降伝来
109	掛物	狩野元信筆 在印	一幅	着色 嚙布袋ノ図	右祖先伝来以下同シ
110	掛物	雪舟筆 左方ニ落款アリ	一幅	墨画 山腹樹陰人家二棟アリ遠 山ノ間隈アリ又山間松樹アリ	
111	巻物	伏見天皇宸筆	一卷	朗詠詩歌 七言四句 歌二首	右祖先伝来以下同シ
112	巻物	伏見天皇宸筆	一卷	和歌九首	
113	巻物	伏見天皇宸筆	一卷	権右中弁の文	
114	巻物	伏見天皇宸筆	一卷	詞書 初句 とりのこゑに	
115	巻物	後伏見天皇宸筆	一卷	歌合	

名古屋
大曾根邸

116	巻物	後伏見天皇宸筆	一卷	詞書		
117	巻物	後醍醐天皇宸筆	一卷	宸翰及詞書 八種		
118	巻物	後二條天皇宸筆	一卷	和歌十二首		
119	巻物	後小松天皇宸筆	一卷	詞書		
120	巻物	後小松天皇宸筆	一卷	宸翰		
121	巻物	後陽成天皇宸筆	一卷	和歌四十八首		
122	巻物	明正天皇宸筆	一卷	宸翰		
123	巻物	後光厳天皇宸筆	一卷	詞書		
124	巻物	後円融天皇宸筆	一卷	朗詠詩歌 七言六句 歌三首		
125	巻物	後円融天皇宸筆	一卷	歌合		
126	巻物	東福門院御筆	一卷	源氏詞書抜粹	右当家二代徳川光友以降伝来	
127	巻物	当家初代徳川義直親筆始	一卷	書翰 義直親筆、墨画ノ梅 讀江雪和尚 七言絶句 光義親筆、語止至善 継友親筆、着色 柘榴ノ画 宗春親筆、朗詠懐紙 筆者不詳、和歌寄松祝 懐紙 宗睦親筆	右祖先伝来	
128	巻物	当家二代徳川光友親筆	一卷	和歌三首及画 彩色白菊ノ画	右当家二代徳川光友以降伝来以下同シ	
129	巻物	当家二代徳川光友親筆	一卷	旋頭歌拾七首		
130	巻物	当家二代徳川光友親筆	一卷	山水ノ画及和歌一首、金地扇面二枚 歌		
131	巻物	当家二代徳川光友親筆	一卷	三拾六歌仙和歌		
132	巻物	当家二代徳川光友室靈仙院親筆	一卷	和歌及詞書		
133	巻物	当家八代徳川宗勝 六男松平勝長親筆書二枚、七男松平勝当親筆画六枚	一卷	書画	右当家八代徳川宗勝以降伝来	
134	巻物	当家九代徳川宗睦長男徳川治休親筆	一卷	藤原雅親百首歌	右当家九代徳川宗睦以降伝来以下同シ	
135	巻物	当家九代徳川宗睦三男徳川治行親筆始	一卷	書		
136	巻物	初代徳川義直長女広幡忠幸室普峯院親筆	一卷	詩歌 七言六拾二句 歌廿三首	右祖先伝来	
137	巻物	八代宗睦	二巻一部	論語	右者藩校明倫堂中聖堂ノ神主ト為セシ者ニシテ当家九代從二位大納言宗睦自書シテ之ヲ納メ天明六年二月十三日初テ釈菜ヲ举行シ爾来魔藩ニ至ルマテ連年此祭典ヲ施行セリ 右当家九代宗睦以降伝来	
138	巻物	古土佐家之筆	一卷	彩色画像 古代天皇御始衣冠着用ノ像三十七	右祖先伝来以下同シ	
139	巻物	世尊寺行尹筆 詞書、古土佐ノ筆 画着色	一卷	破来頓々物語		
140	経	亀山天皇宸筆 但八巻	一部	法華経紙本	右祖先伝来以下同シ	
141	経	後水尾天皇宸筆	一卷	普門品紺紙金泥廿五折		
142	経	当家二代徳川光友室靈仙院親筆	一帖	普門品 但仮名書紙本 廿四折		
143	手鑑	聖武天皇宸筆初	一帖	紙本廿五折 古筆切及び色紙短冊 総数百七拾五葉		
144	手鑑	聖武天皇宸筆初	一帖	紙本廿四折 古筆切及び色紙短冊 総数百三十六葉		
145	手鑑	聖武天皇宸筆初	一帖	紙本十五折 宋ノ柯九思龍ノ画 張込、同上同筆虎ノ画、平家物語ノ図六十葉		
146	手鑑	聖武天皇宸筆初	一帖	紙本廿折 古筆切及色紙短冊 総数百拾七葉		
147	手鑑	聖武天皇宸筆初	一帖	紙本廿五折 古筆切及色紙短冊 総数百拾五葉		
148	手鑑	伏見天皇宸筆初	一帖	紙本廿折 古筆切及び色紙短冊 総数百四拾八葉		

名古屋
大曾根邸

149	手鑑	後陽成天皇宸筆初	一帖	紙本廿折 古筆切及び色紙短冊 総数百五拾巻葉	
150	手鑑	二代將軍徳川秀忠親筆	一帖	紙本廿七折 源氏物語 画五拾 四枚 土佐光則筆	
151	手鑑	初代徳川義直親筆	二帖	紙本布目振箔三十四折	
152	手鑑	当家初代徳川義直親筆	一帖	紙本四折 詩歌短冊張込十六枚	
153	手鑑	当家初代徳川義直親筆	二帖	錦繡段 紙本上五十一折、下 五十折	
154	手鑑	当家初代徳川義直親筆	一帖	草訣歌帖 紙本十九折	
155	手鑑	当家初代徳川義直親筆	一帖	扇面張込帖 紙本七折	
156	手鑑	当家二代徳川光友親筆	一帖	色紙張込帖 紙本二十折	右当家二代徳川光友以降伝来
157	手鑑	当家十四代徳川慶勝親筆	五帖	千字文紙本四拾三折	右当家十四代徳川慶勝以降伝来
158	色紙	六代將軍徳川家宣親筆	一枚	和歌 初句 さよ更て	右当家七代徳川宗春以降伝来
159	色紙	当家二代徳川光友親筆	十二枚	一 初句 三尺剣光	右当家二代徳川光友以降伝来以下同 シ
160	短冊	当家二代徳川光友親筆	十八枚	一 初句 賢詩良友	
161	短冊	当家九代徳川宗睦親筆	四枚	一 初句 ことふきに	右当家九代徳川宗睦以降伝来以下同 シ
162	短冊	当家九代徳川宗睦長男徳川治休親筆	二枚	紙本和歌	
163	短冊	同上宗睦三男徳川治行親筆	一枚	紙本和歌 初句いくる世の	
164	短冊	当家初代徳川義直室高源院親筆	一枚	紙本和歌 初句白雲に	右当家祖先徳川義直以降伝来
165	歌書	当家二代徳川光友親筆	一部	三十六歌仙	右当家二代徳川光友以降伝来以下同 シ
166	歌書	当家二代徳川光友親筆	三冊一部	古今集	
167	歌書	当家十二代徳川齊莊親筆	三冊三部	自詠歌書	右当家十二代徳川齊莊以降伝来
168	歌書	当家九代徳川宗睦三男徳川治行室聖聰院親筆	二冊一部	宗睦和歌詠草	右当家九代徳川宗睦以降伝来以下同 シ
169	歌書	当家九代徳川宗睦養女近衛基前室維学心院親筆	十四冊一部	宗睦詠歌	
170	歌書	行成卿筆	一冊一部	重之家集	右祖先伝来以下同シ
171	歌書	近衛基熙筆	十六冊一部	八代集	
172	曾我物語	筆者不詳	十二冊一部		
173	歌書	持明院基輔筆	五十四冊一部	源氏物語	
174	屏風	後深草天皇宸筆小六枚折	一双	仮名御文四通張込	
175	屏風	後伏見天皇宸筆小六枚折	一双	御製張込	
176	屏風	小栗宗丹筆	一双	芒燕ノ画六枚折 無落款	
177	書	徳川家康親筆	一冊	覚書 慶長十八年	右祖先伝来以下同シ
178	書	徳川家康実名花押親筆	一通	手翰 七月九日 小池筑前守宛	
179	書	徳川家康親筆実名朱印アリ	一通	感状 天正十年六月二十一日 小池筑前守宛	
180	書	当家初代徳川義直親筆	一枚	源家正嫡	
181	画讃	当家初代徳川義直親筆	八枚	和安養尼像着色、采女像着色、 前中書王像着色、伊勢ノ像着色、 小野小町ノ像着色、河島皇子像 着色、中納言定家ノ像着色、大 学頭山田史三方像着色	
182	書	当家初代徳川義直親筆	二十四枚		

名古屋
大曾根邸

183	画	当家二代徳川光友親筆	二枚	菅公像、唐人立像	右当家二代徳川光友以降伝来以下同シ
184	画	当家二代徳川光友親筆	二枚	絹本唐人座像 人丸像	
185	画	当家二代徳川光友親筆	二枚	絹本朱子像	
186	画	当家二代徳川光義(光友初名)親筆	一枚	菅公像并詩	
187	書	当家六代徳川継友親筆	拾枚		右当家六代徳川継友以降伝来
188	書	当家七代徳川宗春親筆	一枚	紙本和歌 初句九重や	右当家七代徳川宗春以降伝来
189	書	当家八代徳川宗勝親筆	一枚	紙本 關雎ノ二字	右当家八代徳川宗勝以降伝来以下同シ
190	書	当家八代徳川宗勝親筆	七枚	紙本中奉書 詩歌 初句 春眠不覺曉	
191	書	当家八代徳川宗勝親筆	三枚	紙本 義ノ一字、鸞ノ一字、寄鶴祝歌	
192	書	当家十代徳川齋朝親筆	一枚	朱唐紙 七字一行 一千年色雪中深	右当家十代徳川齋朝以降伝来
193	書	当家十一代徳川齋温親筆	三枚		右当家十一代徳川齋温以降伝来
194	書	当家十四代徳川慶勝親筆	三枚		右当家十四代徳川慶勝以降伝来
195	書	当家四代徳川吉通室瑞祥院親筆	一枚	布目紙 和歌 いく千代と	右当家四代徳川吉通以降伝来
196	書	当家九代徳川宗睦長男徳川治休親筆	一枚	紙本 天地ノ二字	右当家九代徳川宗睦以降伝来
197	書	徳川清康親筆	一枚	三社託宣	右祖先伝来
198	具足	熊毛植黒糸威	一領		右徳川家康三河出身以来数十回ノ戦役ニ着用セシモノニシテ名古屋城ニ納メラレ後故アッテ祖先義直へ譲与セラレタルモノナリ
199	陣太鼓		一個	胴曲物黒塗鍔鉾脊負杵入	右徳川家康数十回ノ戦役ニ用ヒタル者ニシテ前件甲冑ニ属シタルモノナリ
200	軍配团扇	網代中央綴子張菱梅模様但白茶地菱蜀江模様袋入	一個		右徳川家康所持ニシテ祖先義直へ譲与シタルモノナリ
201	冑	糸緋威大満仲鍛明珍宗泰作及徳川源義季ト鉢裏後板ニ銘アリ	一個		右八幡太郎義家四代ノ後裔当家遠祖徳川四郎義季ノ所持ニシテ累代相伝徳川家康ニ至ル家康八男仙千代平岩主計頭親吉養子トナルノ際此冑ヲ家康ヨリ與ヘラレタリ仙千代逝去ノ後親吉諱冑ハ徳川家由緒ノ器物ナルヲ以テ家臣平野采女ニ命シ之カ修理ヲナサシメ徳川家へ返却ナサシメントセシニ其素志ヲ果サスシテ親吉卒ス親吉卒後采女故有テ逐電シ諱冑ヲ京師ノ商家太田屋某ニ預ケ旅費ヲ得タリト云フ其後多年ノ星霜ヲ經過シ大和國郡山柳町太田六郎右衛門所持セシヲ聞キ寛延元年辰十月四日之ヲ購求セシモノナリ
202	具足	黒塗黒糸威	一領		右ハ祖先義直徳川家康ニ随從シ大坂ノ戦役ニ着用セン者ニシテ累代之ヲ伝フ
203	具足	黒糸威	一領		右ハ祖先義直予備ノ具足ニシテ爾来相伝ス以下同シ
204	具足	黒塗黒糸威	一領		
205	具足	朱塗啄木糸威	一領		右ハ寛永三年寅七月二代將軍秀忠上洛ノ時祖先義直随從上京ニ際シ春田吉次ニ命シ具足三領ヲ調製セシメ二領ハ紀州家水戸家へ贈与シー一領ハ義直着用ノ品ニシテ累代之ヲ伝フ
206	具足	黒塗黒糸威	一領		右ハ祖先義直予備ノ具足ナリ
207	具足	白糸威	一領		右ハ祖先義直特ニ意ニ適シタルヲ以テ旅行ノ際必ス之ヲ携帯セシモノニシテ累代相傳スヘキ旨遺言アリ

名古屋
大曾根邸

208	軍配団扇		一柄	徳川家康所持ノ軍配ヲ模造シタルモノナリ	名古屋 大曾根邸
209	白熊采配		二柄	右軍配団扇采配ノ二品先祖義直ノ所持ニシテ累代相伝ス以下同シ、梨地ノ方豊公所持義直伝来	
210	軍扇		三柄	由緒 敬公伝来	
211	鞭		二本	由緒 敬公伝来	
212	孫手		一個	敬公伝来	
213	狩籠		一個		
214	馬面	早瀬吉政作	一個		
215	馬鎧		一個		
216	白銅鉦		一個		
217	陣太鼓		一個		
218	螺		一個		
219	馬標		一個		
220	具足	銀箔置白糸威	一領	右ハ徳川家康第四子從五位下下野守忠吉慶長五年子九月十五日濃州関ヶ原戰役ノ際大坂方ノ先鋒島津兵庫入道義弘ノ部將松浦或ハ松井三郎兵衛ト關ヒ同人ヲ組伏セ討取タル時着用ノ甲冑ニシテ鮮血附着シ今尚其痕跡ヲ遺セリ忠吉卒去ノ後清洲城ヲ名古屋ニ移シ祖先義直名古屋城主タリシ際諒甲冑ノ如キモ譲与セラレタルモノナリ忠吉ハ文祿元年辰二月十九日武藏国忍ノ城主ニ封セラレ拾万石ヲ領シ慶長五年子十一月十八日関ヶ原戰功ニヨリ尾州清洲ノ城主トナリ四拾万石ニ封セラル同月二十九日從四位下侍從薩摩守ニ累遷シ同十年子六月二十九日從三位左近衛權中將ニ任セラレ	
221	鎧	黒塗勝色糸威	一領	右ハ八代從三位中納言宗勝六男從四位下左近衛權少將勝長ノ所持ニシテ爾來相伝ス	
222	具足	銀箔置白糸威	一領	右ハ当家三代贈從二位大納言綱誠第十子安房守通温ノ所持ニシテ爾來相伝ス	
223	具足	黒塗紺糸威	一領	右ハ当家十四代從一位大納言慶勝所持ニシテ相伝ス	
224	具足	黒塗白糸威	一領	右甲冑ハ累代相伝ニシテ当家十五代從三位義宜着用ノ具トシタルモノナリ	
225	刀	在銘丹波守吉道	一口	右当家十四代從一位大納言慶勝国家多事ノ秋ニ膺リ勅命ヲ辱フシ文久三年六月上京シ同月十七日參朝ノ際賜フニ盃及本條ノ刀ヲ以テセラル爾來之ヲ相伝ス	
226	短刀	無銘平打	一口	右明治二年三月六日從一意大納言慶勝議定職ヲ命セラレ天顏ニ咫尺シ盃及本條ノ刀ヲ賜フ爾來相伝ス	
227	太刀	在銘來孫太郎作	一口	右徳川家康所持ニシテ元和四年午十一月朔日駿府ヨリ祖先義直ヘ譲与セラレタルモノ也	
228	短刀	在銘筑州住國弘作平打白鞘	一口	右徳川家康ノ帶シタルモノニシテ祖先義直ヘ譲与セラレ爾來相伝ス	
229	刀	在銘青江包次白鞘	一口	右徳川家康駿府ニ所藏セシモノニシテ元和四年午十一月朔日祖先義直ヘ譲与セラレタルモノナリ	
230	刀	守家 光忠兩作白鞘	一口	右加藤肥後守清正ヨリ徳川家康ヘ贈リタルモノニシテ以來駿府ニ所藏シ元和四年午十一月朔日祖先義直ヘ譲与セラレタルモノナリ	
231	刀	在銘貞真 白鞘	一口	右徳川家康駿府ニ貯藏セシモノニシテ祖先義直ヘ譲与セラル爾來相伝ス以下同シ	
232	刀	無銘城州兼永白鞘	一口	正徳四年午折紙代金五百貫	
233	刀	無銘一文字 白鞘	一口	享保元申年折紙代金三拾枚	
234	刀	無銘正恒 白鞘	一口	元祿四未年折紙代金五百貫	

235	刀	無銘相模國貞宗 白鞘	一口			
236	刀	在銘藤島 白鞘	一口		寛保三亥年折紙代金七枚	
237	刀	在銘廣助 白鞘	一口			
238	小サ刀	在銘正宗	一口			
239	小サ刀	在銘二王清則 白鞘	一口			
240	短刀	無銘保昌五郎 平打 白鞘	一口		札代金貳枚五兩	
241	短刀	無銘郷則重 白鞘	一口			
242	短刀	無銘濃州志津平 打 白鞘	一口			
243	刀	在銘備前国光忠 白鞘	一口		右豊臣秀吉ノ帶シタルモノニシテ徳川家康へ譲与セラレ爾後又祖先義直へ授与セリ爾來相伝ス以下同シ	
244	刀	在銘備前国則宗 白鞘	一口			
245	刀	在銘來國光作 白鞘	一口		右元和九年亥閏八月日不詳三代將軍家光ヨリ祖先義直へ贈与セラレタルモノナリ	
246	刀	在銘一文字 白鞘	一口		右元禄十一年寅三月日不詳五代將軍綱吉江戸本邸へ臨マレ当家四代贈從二位大納言吉通へ贈与セラレタルモノナリ	
247	刀	在銘信国 白鞘	一口		右元禄十一年寅三月十八日五代將軍綱吉江戸麴町邸へ臨マレタル時当家四代贈從二位大納言吉通へ授与セラレタルモノナリ	
248	刀	在銘長光	一口		右元禄十一寅年月日不詳前項ト等シク五代將軍綱吉ヨリ譲与セラレタルモノナリ	
249	刀	在銘備州長船住 兼光 白鞘	一口		右元文四未年四月十一日当家八代從三位中納言宗勝帰国ノ際八代將軍吉宗ヨリ贈与セラレタルモノナリ	
250	刀	在銘古備前正恒 白鞘	一口		右延享二年丑十月九日八代將軍吉宗ヨリ当家九代從二位権大納言宗睦へ贈与セラレタルモノナリ	
251	刀	在銘國宗	一口		右寛政十一未年十一月十九日当家十代正二位大納言齋朝一橋家ヨリ養子トナリ婚禮ノ式ヲ挙行セシヲ以テ十一代將軍家齊ヨリ贈与セラレタルモノナリ	
252	刀	在銘備州長船住 兼光 白鞘	一口		右十一代將軍家齊退隱江戸城西丸へ移転ノ際祝賀トシテ当家十二代從二位大納言齋莊登城ノ節授与セラレタルモノナリ	
253	刀	在銘備中國住人 貞次作 白鞘	一口		右祖先徳川義直ノ帶シタルモノニシテ累世相伝ス以下同シ	
254	小サ刀	無銘大原真守 白鞘	一口			
255	短刀	無銘ワカエ正宗 白鞘	一口		右祖先伝來ニシテ名古屋城天守閣ニ貯蔵セシモノナリ 但其出所詳ナラサレ共天守閣ニ貯蔵ノ器物ハ概シテ大坂城ヨリ移シタルモノナレハ本條ノ如キモ同種ノモノト認定ス	
256	短刀	朱銘左安吉平打 白鞘	一口		右当家二代徳川光友ノ帶シタルモノニシテ累世相伝ス	
257	短刀	在銘來國俊 白鞘	一口		右当家六代贈從三位中納言継友ノ室近衛准后家熙ノ女享保三戌六月十一日結婚ノ際携帯ノ品ニシテ爾來相伝ス	
258	刀	無銘備中國直次 作 白鞘	一口		右当家九代從二位大納言宗睦ノ帶シタルモノニシテ爾來相伝セリ	
259	刀	在銘備前国長船 長光造 拵付	一口		右当家九代從二位大納言宗睦ノ帶シタルモノニシテ爾來相伝ス	
260	小柄	名物浮木亀 無銘	一個		右祖先伝來以下同シ	
261	三所物	名物丸木橋 無銘	一具			
262	鐺	名物あけほの 無銘	一個			

名古屋
大曾根邸

263	鞍鐙	梨地武具蒔絵	一具		右明治二年七月廿一日正二位徳川慶勝在職中勉強苦勞ニ思召候旨ヲ以陛下リ前頭ノ鞍鐙ヲ賜フ以来相傳ス
264	鞍	海有臘色塗 伊勢駿河守貞雅作	一口		
265	鐙	臘色塗	一足		
266	轡		一鑣		
267	馬嚢		一掛		右鞍鐙轡馬嚢ノ四件ハ徳川家康数回ノ戦役ニ使用セシモノニシテ特ニ馬嚢ハ苦戦ニ負傷セシ際鮮血ノ痕跡ヲ残セリ故有テ祖先義直ヘ譲与セラレタルモノナリ
268	刀掛	蠟色地菊桐葵紋金蒔絵	一個		
269	手拭掛	蠟色地菊桐葵紋金蒔絵	一個		
270	盃	梨地菊桐葵紋金蒔絵	一個		
271	燗鍋	梨地菊桐葵紋金蒔絵	一個		
272	重箱	梨地菊桐葵紋金蒔絵三重組	一組		右五件ハ徳川家康親シク使用セシモノニシテ祖先義直ヘ譲与セラレタルモノナリ
273	釜	蘆屋鞆鼓形蓋唐銅裏糸目	一個		右祖先伝来
274	茶壺	古瀬戸銘夕時雨	一個		右祖先伝来以下同シ
275	茶碗	星建蓋天目銀覆輪 宋時代	一個		
276	茶碗	玳比蓋銀覆輪	一個		
277	蜀江錦	模様変り	一反		右ハ徳川家康所蔵セシ者ニシテ祖先義直ヘ譲与セラレタルモノナリ
278	蒙流	織留鶏頭模様	一反		右祖先伝来以下同シ

名古屋
大曾根邸

279	蜀江錦	茶地菱模様	一裂	名古屋 大曾根邸	302	紹金	紺地竜丸唐草宝尽	二裂	名古屋 大曾根邸
280	蜀江錦	丹地円形紋金入牡丹唐草段織	二裂		303	紗	茶地糸入花鳥模様	二裂	
281	蜀江錦	丹地円形紋牡丹模様	一裂		304	紗	白地牡丹模様	四裂	
282	蜀江錦	黒地亀甲金入円形紋模様	一裂		305	紗	茶地飛模様	六裂	
283	紗	丹地唐花ニ蝶模様縫潰シ	二裂		306	紗	茶地牡丹唐草模様	一裂	
284	総金	丹地八角繫キ模様	一裂		307	紗	茶地中牡丹模様	二裂	
285	総金	丹地八角繫キ模様	二裂		308	黄純	白地牡丹ニ蝶模様	二裂	
286	総金	丹地小菱四ツ目模様	一裂		309	黄純	白地大内桐模様	一裂	
287	総金	丹地大牡丹唐草模様	一裂		310	蜀江	丹地人形入牡丹唐草模様	一裂	
288	総金	花色地角模様	一裂		311	純子	浅黄地籠縞ニ鳥模様	二裂	
289	総金	無地	七裂		312	純子	萌黄地雲紗綾形模様	五裂	
290	印金	薄柿地角竜模様	四裂		313	純子	萌黄地柘榴模様	四裂	
291	和物金襴	白地中牡丹模様	二裂		314	祖父気附	唐物茶地金入裏白羽二重	一枚	
292	銀襴	紫地大黒屋裂小牡丹宝尽	六裂		315	祖父気附	唐物黄色純子裏紫羽二重	一枚	
293	安楽庵	紫地大内桐模様	四裂		316	側次	唐物花色地唐草ノ内ニ卍字模様裏茶絹	一枚	
294	安楽庵	萌黄紗地牡丹模様	五裂		317	古金襴模	白地小牡丹模様	三裂	
295	安楽庵	萌黄地大牡丹模様	一裂		318	安楽庵	萌黄地紗綾形輪花宝珠ノ内ニ兎模様	一裂	
296	焼裂	萌黄地雲鳳模様	一裂		319	安楽庵	萌黄金地大牡丹模様	一裂	
297	焼裂	紺地大牡丹模様	一裂		320	安楽庵	萌黄金地中牡丹模様	一裂	
298	焼裂	白地小牡丹模様	一裂		321	安楽庵	花色地中牡丹宝尽模様	二裂	
299	焼裂	花色地中牡丹模様	一裂		322	焼裂	萌黄地鹿ノ子梅虫模様	一裂	
300	風帯	模様 各種	三拾壹筋						
301	紹金	紫地中牡丹模様	二裂						

323	焼裂	花色地蔓模様	一裂	名古屋 大曾根邸
324	焼裂	茶地織分宝尽模様	一裂	
325	焼裂	萌黄地竜ノ丸菱ノ内二卍字模様	一裂	
326	焼裂	白地尾長鳥蔓模様	一裂	
327	焼裂	黒地鳳凰牡丹模様	一裂	
328	焼裂銀欄	白地小牡丹模様	一裂	
329	焼裂	紫地花兎模様	一裂	
330	焼裂	花色地花兎模様	二裂	
331	紗金織	花色地大内桐模様	二裂	
332	黄純	白地大内桐模様	三裂	
333	蜀江錦	茶地	一裂	
334	朝鮮錦	丹地紗綾形獅子ノ丸喜ノ字七宝模様	一裂	
335	朝鮮錦	白茶地雲ニ鳳凰ノ丸模様	二裂	
336	捻金	萌黄地紗綾形靈芝ニ七宝模様	一裂	
337	琉球物	茶地乱格子花菱模様	一裂	
338	繻珍	花色地亀甲模様	一裂	
339	細川純子	紺地卍字油炬形内二雨竜模様	一裂	
340	上代純子	浅黄地折入菱ニ牡丹模様	一裂	
341	純子	花色地雲鶴模様	二裂	
342	純子	花色地水鳥模様	一裂	
343	風通段織	萌黄地金入小模様白鼠藤色	一裂	
344	風通	花色地金入牡丹唐草模様	二裂	
345	蒙流	銀地萌黄金入花鳥模様	二裂	
346	蒙流	白茶浅黄堅縞ノ内二花模様	六裂	
347	吉野廣東	手変	一裂	
348	望月廣東	白茶紺萌黄堅縞横筋織分	五裂	
349	緘廣東	白地花色堅横縞	一裂	
350	金入唐純子	茶地靈芝唐草模様	二裂	
351	萬曆時代純子	紺地人形手牡丹唐草模様	二裂	
352	名物珠光純子	花色地	三裂	
353	名物古渡純子	茶地笹蔓模様	一裂	
354	名物古金欄	天鵲絨色花兎模様	一裂	
355	笹蔓純子	茶地	三裂	
356	金木理	チヨロケン	六裂	
357	銀木理	チヨロケン	二裂	
358	焼裂	茶地紗綾形桃模様	二裂	
359	蜀江錦	茶地	一裂	
360	蜀江錦	茶地石畳菱井桁飛模様	一裂	
361	純子	萌黄織色地笹蔓模様	廿裂	
362	焼裂	縞ニ牡丹菊模様	一裂	
363	定家純子	花色地茶紋菊桔梗唐草模様	一裂	
364	細川純子	紺地卍字油炬形内二雨竜模様	五裂	
365	芝山純子	花色地折入菱ニ雨竜模様	二裂	

366	蜀江錦	茶地牡丹亀甲段模様	一裂	名古屋 大曾根邸
367	蜀江錦	丹地大牡丹模様	一裂	
368	綴ノ錦	金入雲竜模様	一裂	
369	安楽庵	萌黄金地中牡丹模様	四裂	
370	焼裂	花色地乱桐模様	三裂	
371	紗金織	濃浅黄地大牡丹模様	五裂	
372	純子	鼠地黄織色靈芝笹唐草模様	二裂	
373	緘廣東	白地紺三筋堅横真田入	六裂	
374	名物二人静古金欄茶入袋	濃紫色逢鳳凰ノ丸模様	一個	
375	沓番更紗	白地草花模様	二裂	
376	名物東山裂古金欄	萌黄地小牡丹唐草模様 茶入袋裂	二	
377	名物古金欄	天鵲絨色花兎小模様	三裂	
378	名物上代平野廣東		一裂	
379	焼裂金欄	赤地梅模様	一裂	
380	焼裂	赤地輪ノ内二菊模様	一裂	
381	紅毛本國羽二重織		二裂	
382	上代純子	花色地雲竜小模様	二裂	
383	厨子棚	梨地源氏初音ノ卷蒔絵	一個	
384	黒棚	梨地源氏初音ノ卷蒔絵	一個	
385	書棚	梨地源氏初音ノ卷蒔絵	一個	
386	書棚	梨地源氏初音ノ卷蒔絵	一個	
387	書棚	梨地源氏胡蝶ノ卷蒔絵	一個	
388	大角赤	梨地源氏初音ノ卷蒔絵 長方形打被蓋	一個	
389	小角赤	梨地源氏初音ノ卷蒔絵 長方形打被蓋	一個	
390	手箱	梨地源氏初音ノ卷蒔絵 掛子付印籠蓋銀覆輪	一個	
391	手箱	梨地源氏初音ノ卷蒔絵 掛子及抽斗附長方形印籠蓋	一個	
392	手箱	梨地源氏胡蝶ノ卷蒔絵 長方形印籠蓋	一個	
393	鏡台	梨地源氏初音ノ卷蒔絵 角形抽斗二個付	一個	
394	櫛箱	梨地源氏初音ノ卷蒔絵 長方形印籠蓋	一個	
395	櫛箱	梨地源氏初音ノ卷蒔絵 長方形二打被蓋掛子附	一個	
396	小櫛箱	梨地源氏初音ノ卷蒔絵 長方形打被蓋掛子付	一個	
397	眉作箱	梨地源氏初音ノ卷蒔絵 長方形二重組印籠蓋掛子附	一個	

398	旅眉作箱	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 長方形 印籠蓋抽斗掛子 附	一個	名古屋 大曾根邸
399	乱箱	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 長方形	一個	
400	乱箱	梨地源氏初音ノ 蒔絵 長方形	一個	
401	耳盥	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 丸形	一個	
402	耳盥	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 丸形	一個	
403	渡シ金箱	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 長方形 印籠蓋	一個	
404	鉄漿箱	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 長方形 印籠蓋二重組	一個	
405	楊枝箱	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 長方形 打被蓋	一個	
406	湯注子盥	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵	一個	
407	硯箱文台	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵	一具	
408	硯箱文台	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵	一具	
409	色紙箱	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 長方形 印籠蓋	一個	
410	短冊箱	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 長方形 印籠蓋掛子附	一個	
411	見台	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 抽斗附	一個	
412	見台	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵	一個	
413	机	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 但抽斗 付	一個	
414	机	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 但抽斗 無之	一個	
415	机	梨地源氏胡蝶ノ 卷蒔絵 但抽斗 付	一個	
416	料紙箱	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 打被蓋	一個	
417	硯箱	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 角形打 被蓋	一個	
418	硯箱	梨地源氏胡蝶ノ 卷蒔絵	一個	

419	文箱	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 長方形 打被蓋	一個	名古屋 大曾根邸
420	長文箱	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 長方形 打被蓋	一個	
421	長文箱	梨地源氏胡蝶ノ 卷蒔絵 長方形 打被蓋	一個	
422	香盆	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 角入り 長方形	一個	
423	沈箱	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 長方形 打被蓋掛子附	一個	
424	旅香具箱	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 角入長 方形印籠蓋掛子 付	一個	
425	薰物壺	銀壺形象牙蓋	一個	
426	帯箱	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 長方形 打被蓋	一個	
427	帯箱	梨地源氏胡蝶ノ 卷蒔絵 長方形 打被蓋	一個	
428	昆布箱	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 角形印 籠蓋	一個	
429	昆布箱	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 長方形 印籠蓋	一個	
430	碁盤	梨地源氏胡蝶ノ 卷蒔絵	一個	
431	将棋盤	梨地源氏胡蝶ノ 卷蒔絵	一個	
432	枕	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵	一對	
433	枕香炉	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 引出付	一個	
434	枕香炉	梨地源氏胡蝶ノ 卷蒔絵 引出付	一個	
435	寄り掛り	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 長方形 掛子附	一個	
436	貝桶	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 八角形 但貝無之	一對	
437	刀掛	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵 三本懸 ケ造 但上二一 本前二二本	一個	
438	衣桁	梨地源氏初音ノ 卷蒔絵	一個	

439	挟箱	梨地源氏胡蝶ノ 卷蒔絵長方形打 被蓋	一對		右第三百八拾三号ヨリ第四百三拾九号ニ至ル附屬物ハ宗家三代將軍家光長女千代子当家二代目從二位大納言徳川光友へ寛永十六年卯九月二十二日婚禮ノ際持參ノ器具ナリ其内源氏初音ノ卷蒔絵歌ノ文字ハ梶井宮園融院殿御筆彫刻ハ法橋顯乗蒔絵ハ幸阿弥ノ調製ナリ蒔絵師幸阿弥私記入略伝写(省略)右幸阿弥ノ伝ニヨレハ初音蒔絵ノミヲ調製セシモノ、如シト雖モ目錄中載スル所ノ胡蝶蒔絵モ亦幸阿弥ノ製造ニ係ルモノ、如シ其所以ハ前記ノ如ク一對ノ器物ニシテ初音胡蝶兩種ノ蒔絵アリ尤モ其意匠ニ至テハ巧拙ナキモノトノ鑑定ナリ	名古屋 大曾根邸
440	名所香箱	梨地須磨明石葵 紋散蒔絵	一個			

441	古今香箱	梨地四季花卉葵紋散蒔絵	一個			
442	宇治香箱	梨地宇治ノ里山水葵紋散蒔絵	一個			
443	花月香箱	梨地花月蒔絵長方形	一個			
444	伽羅割道具	蜀江模様葵紋散蒔絵	一具			前頭第四百四拾号ヨリ第四百四拾四号ニ至ル四種ノ香箱及ヒ伽羅割道具ハ初音蒔絵器物附属品ニシテ蒔絵師幸阿弥ノ調製セシヤ否ニ至テハ詳ナラサレトモ其精工年代ノ如キハ初音蒔絵ニ類スルモノナリ
445	十種香箱	梨地折紙香包貝香合香炉火屋火箸葵紋散蒔絵長方形	一個			右ハ全四種ノ香箱ト均シク初音蒔絵器物附属品ニシテ精工初音蒔絵ニ譲ラスト雖モ年代稍々古色ヲ負ヒタル者ナレハ幸阿弥ノ作ニ非ルヘシ
446	手箱	梨地松梅東山時代蒔絵錫縁掛子附長方形印籠蓋	一個			右祖先伝来以下同シ
447	食籠	堆朱樓閣人物彫刻八角形内黒塗	一個			
448	盆	堆朱牡丹模様二重彫刻張成作丸形高台附	一個			
449	簞笥	梨地蜀江蒔絵引出及建戸付	一個			右ハ豊臣秀吉愛玩ノ器物ニシテ故有テ徳川家康へ譲与セラレ其後家康ヨリ又祖先義直へ譲与セラレタルモノナリ
450	香合	梨地菊折枝蒔絵丸平形	一個			右ハ初東福門院ノ鏡巢ナリトノ言ヒ伝ヘニシテ祖先ヨリ伝来セリ
451	沈箱	蠟色地菊唐草鎌倉時代蒔絵二重組長方形印籠蓋	一個			右祖先伝来以下同シ
452	手箱	梨地籬ニ梅蒔絵角形印籠蓋	一個			
453	十炷香箱	梨地葵紋散秋草蒔絵二重組	一個			
454	香台	金タヒ塗若松山水蒔絵角入長方形足附	一個			右当家九代宗睦ヨリ伝来
455	沈箱	梨地山水蒔絵	一個			右祖先伝来
456	見台	梨地流水長春蒔絵	一個			右当家二代光友ヨリ伝来
457	葉簞笥	梨地葵紋散唐草繫キノ内菊蒔絵建戸付但銀鍵添	一個			右祖先伝来以下同シ
458	見台	梨地牡丹唐草蒔絵 引出附	一個			
459	書棚	梨地松竹梅蒔絵	一個			
460	鏡台	梨地松橘葵紋散蒔絵角形 抽斗附	一個			
461	長文箱	梨地若松桜葵紋散蒔絵長方形打被蓋	一個			
462	鏡台	梨地松橘蒔絵角形抽斗付	一個			
463	長文箱	梨地松橘蒔絵長方形打被蓋	一個			
464	香箱	梨地松梅東山時代蒔絵錫縁長方形	一個			
465	手箱	梨地菊蒔絵二重組長方形	一個			
466	貝桶	梨地松橘葵紋散蒔絵八角形	一対			
467	硯箱	梨地秋野鎌倉時代蒔絵胴張角形錫縁掛子付	一個			
468	色紙箱	梨地山水鷺蒔絵角形打被蓋	一個			

名古屋
大曾根邸

469	刀	名物遠江長光 在銘	一口		右津田遠江ナルモノ所持セシヲ以テ 其名アリト云抑本刀ハ織田信長所持 ニシテ安土城ニ蔵ムル品ナリシガ天 正十年六月二日明智光秀ノ為ニ京都 本能寺ニ於テ生害セラレ光秀安土城 ノ器物ヲ押領シ老臣三名ヘ分与セシ トキ本条長光ノ刀ハ津田遠江ニ與フ 光秀亡ヒシ後秀吉遠江ヲ助命シ秀次 ニ属セシム秀次生害ノ後遠江前田利 長ニ仕ヘ其際長光ノ刀ヲ呈セリ其後 五代將軍徳川綱吉ノ養女松子(實ハ 当家三代綱誠ノ女)加賀宰相吉徳ヘ 結婚ノ際將軍綱吉ヘ呈ス宝永六年五 月廿三日当家四代吉通初テ國ニ就ク ノ際六代將軍徳川家宣ヨリ之ヲ贈与 セラレ爾來相伝ス
470	刀	名物鳥飼二字國 俊 在銘	一口		右ハ鳥飼宗慶ナル者所持セシヲ以テ 其名アリト云(宗慶ハ能書ノ名アリ) 宗慶之ヲ子息與兵衛ニ傳ヘ與兵衛之 ヲ細川幽齋ニ売却シ幽齋之ヲ子息忠 興ニ伝ヘ石田三成金五百貫ヲ以テ之 ヲ購求ス関ヶ原ノ戰役ニ紛失シ其後 富田信濃守之ヲ得テ徳川家康ニ呈シ 家康ヨリ又当家初代義直ヘ譲与セラ レ(其年不詳)爾來相伝ス
471	刀	名物兵庫守家 在銘	一口		右ハ高野山ヨリ出テタル品ニテ徳川 家康之ヲ得当家初代義直ヘ駿河ニ於 テ譲与セラレ爾來相伝ス
472	刀	名物大左文字 在銘	一口		右ハ寛永二丑年二月廿六日三代將軍 徳川家光当家江戸邸ヘ臨マレタルト キ初代義直ヘ贈与セラレ爾來相伝ス
473	小サ刀	名物松浦源左衛 門尉信國 在銘	一口		右ハ慶長十六亥年四月三日豊臣秀頼 ヨリ当家初代義直ヘ贈リタル品ニシ テ爾來相伝ス
474	脇差	名物鯉尾吉光ト 称ス 在銘	一口		右ハ鶴首造リノ形チ鯉ノ尾ニ似タル ヲ以テ其称アリ元ト薙刀ヲ刀ニ直シ タルモノナリト云自而シテ此刀ハ豊 臣家所持ノ品ナリシカ大坂落城ノ後 当家ニ傳リ先祖以來相傳ス又大坂落 城ノ際一旦火災ニ罹リタルモノヲ当 時越前下坂ヲシテ焼直サセシメタル 旨当家旧記ニアリ
475	短刀	三条宗近 在銘	一口		右徳川家康当家初代義直ヘ駿府ニ於 テ分与セラレ爾來相伝ス
476	短刀	新藤五國光 在 銘	一口		右ハ元禄十二卯年買取シ爾來相伝ス
477	短刀	山城國來國光 在銘	一口		右ハ祖先伝來(出所不詳)
478	短刀	栗田口吉光 在 銘	一口		右ハ元禄十一年寅三月十八日五代將 軍徳川綱吉当家江戸麴町邸ヘ臨マレ タルトキ当家三代綱誠ヘ贈与セラレ 爾來相伝ス
479	短刀	相模國貞宗 朱 銘	一口		右祖先伝來
480	短刀	備前國兼光 在 銘	一口		右ハ天明六午年十代將軍徳川家治遺 物トシテ当家九代宗睦ヘ贈与セラレ 爾來相伝ス
481	短刀	山城國平安城長 吉鎧通シ 在銘	一口		右ハ徳川家康駿府ニ於テ当家初代義 直ヘ譲与セラレ爾來相伝ス
482	刀	山城國信國 在 銘	一口		右ハ当家二代光友軍刀ニ充テタル品 ニシテ爾來相伝ス
483	短刀	駿河國島田義助 在銘	一口		右ハ弘化二巳年当家十三代慶藏田安 家ヨリ当家ヘ養子トシテ来リタル際 持參セシ品ニシテ爾來相伝ス
484	短刀	越前國下坂康繼 在銘	一口		右祖先伝來
485	掛物	名物小倉倉紙 京極黃門定家筆	一幅	和歌 初句こひすてふ	右徳川家康所持其後駿府ニ於テ当家 初代義直ヘ譲与セシモノニシテ爾來 相伝ス
486	掛物	名物小倉倉紙 京極黃門定家筆	一幅	和歌 初句百しきや	右三代將軍徳川家光ノ女寛永十六年 卯九月廿二日当家二代光友ヘ結婚ノ 際携帯セシモノニシテ爾來相伝ス
487	掛物	名物経山虚堂和 尚筆 在印	一幅	七言絶句 初句岩桂始飄好問津	右ハ六代將軍徳川家宣遺物トシテ当 家ニ贈与セラレ爾來相伝ス

488	掛物	名物遠浦帰帆墨 画宋玉礪筆 在 印	一幅	墨画山水	右足利義政所蔵セシ品ナリ其後徳川 家康之ヲ得家康駿府ニ於テ先祖義直 へ譲与セラレ爾來当家ニ相伝ス	名古屋 大曾根邸
489	掛物	名物墨画 中直 夫画偃溪賛 左 右牧溪自画賛	三幅対		右徳川家康ヨリ先祖義直へ譲与セシ モノニシテ爾來当家ニ相伝ス	
490	掛物	名物墨画無準禅 師自画讀名印在	三幅対	左 郁山主驢ニ乗ル讀五言四句 中 蘆葉達磨讀三十字 右 政黄牛牛ニ騎ス讀五言四句 アリ	右ハ成瀬隼人正ヨリ贈付シ(年月不 詳)祖先以來相伝ス	
491	掛物	墨画 所翁 牧 谿筆	二幅対	左 雲龍ノ図所翁筆 名印及讀 アリ 右 風虎ノ図牧谿筆 名印アリ	右徳川家康ヨリ先祖徳川義直へ譲与 セラレ爾來当家ニ相伝ス以下同シ	
492	掛物	書 古林清茂禅 師筆	一幅	初句 月林皎蔵主		
493	掛物	足利尊氏親筆	一幅	和歌 初句あつまちを	右祖先伝來以下同断	
494	掛物	武田晴信親筆	一幅	和歌 初句たつの市		
495	掛物	豊臣秀吉親筆	一幅	手翰 初句せつくのかたひし		
496	巻物	詞書二條天皇宸 筆 画土佐光顕 筆	一卷	物語彩色画及詞書		
497	巻物	菅原道真親筆	二巻	金光明最勝王經紫地金地		
498	巻物	明成祖武皇帝勅 書	一卷	紙白地金泥雲龍ノ地紋 初行 勅日本國王源道義王忠賢 明信敬恭云々		
499	巻物	詞書為家筆 画 土佐守経隆筆	一卷	西行物語着色画及詞書		
500	巻物	詞書寂蓮法師筆 画中務少輔隆 親筆	二巻	源氏物語 残欠拾段 彩色画及 詞書		
501	巻物	詞書飛鳥井雅経 筆 画中務少輔 隆親筆	一卷	此巻物ハ前二巻ノ離レモノナル ベシ但詞書筆者ハ別人ナレ共料 紙等凡テ前二巻ニ異ナラス		
502	手鑑	後醍醐天皇宸筆 吉野切	一帖	和歌四首		
503	具足		一領		右ハ豊臣秀吉着用ノ具ナリシガ大坂 落城ノ後当家ニ伝ハリ以來相伝ス	
504	簞簟	名物景仁作			右祖先伝來以下同シ	
505	一節切	名物銘虚心 宗 勲作	一管			
506	一節切	銘山下風	一管			
507	琵琶	名物銘禹門	一面			
508	琵琶	名物銘山郭公	一面			
509	琵琶	名物銘松虫	一面			
510	琵琶	名物銘影向	一面			
511	箏	名物銘虎	一面			
512	石帯		一條		右石帯ハ明代ノ名玉ニシテ豊太閤ノ 帯用セシモノナリ元和大坂役ノ後当 家ニ伝ハリ爾來相伝ス	
513	貝玉箱		一個		右徳川家康ヨリ先祖義直へ譲与セシ モノニシテ爾來相伝ス	
514	天目台	名物尼崎一ニ蜈 蚣天目台ト云	一個		右豊臣秀吉尼ヶ崎城ニ於テ用ヒタル トノ口碑アル品ナリ武野紹鷗ノ末孫 新右衛門ナルモノ当家へ贈リタルモ ノニシテ祖先ヨリ伝來セリ	
515	天目台	名物尼崎一ニ蜈 蚣天目台ト云	一個		右ハ徳川家康駿府ニ於テ先祖義直へ 譲与セラレ爾來当家ニ相伝ス以下同 シ	
516	酒器	南京染付德利	一對			
517	花生	名物古銅銘きね のをれ	一個			
518	花生	名物青銅	一個		右祖先伝來以下同シ	
519	盆	名物ハシカ彫盆	一個			
520	盆	名物若狹盆	一個		右成瀬隼人正ヨリ贈リタルモノニシ テ祖先ヨリ伝來ス以下同シ	
521	盆	名物松ノ木盆	一個		此盆ノ木理松ニ似タルヲ以テ松ノ木 盆ノ称アリト云	
522	香炉	名物銘千鳥	一個		右祖先伝來	
523	香炉	名物紫銅向獅子	一個		右ハ武野紹鷗愛玩セシ品ナリ祖先以 來相伝ス	

524	筆架	名物唐銅雨龍	一個		右徳川家康所持ニシテ祖先義直へ譲与セラレ爾來相伝ス	名古屋 大曾根邸
525	硯	名物高麗紫石	一個		右古田織部正愛玩セシ器物ナリ祖先以來相伝ス	
526	盆石	名物銘夢浮橋	一個		右ハ後醍醐天皇吉野行幸ノトキ御懷中被遊御愛玩品ナリシト云祖先以來相伝ス	
527	茶壺	名物銘初時雨 元祖藤四郎作	一個		右祖先伝來	
528	茶壺	名物銘夕立	一個		右ハ徳川家康ヨリ当家祖先義直へ譲与セラレ爾來相伝ス	
529	茶壺	名物銘雄島	一個		右祖先伝來以下同シ	
530	茶壺	古瀬戸藤四郎作	一個			
531	茶壺	名物銘判官	一個		右徳川家康駿府ニ於テ祖先義直へ譲与セラレ爾來当家ニ相伝ス	
532	茶壺	名物銘人麿	一個		右祖先伝來	
533	茶壺	名物銘松花	一個		右徳川家康駿府ニ於テ祖先義直へ譲与セラレ爾來当家ニ相伝ス	
534	釜	名物古蘆屋	一個		右豊臣秀吉及ヒ古田織部正所持セシ品ナリ	
535	釜	名物古天明 銘 梶	一個		右古田織部正ノ所持セシ品ナリ宗家ヨリ当家へ贈与セラレ(年月不詳)爾來相伝ス	
536	釜	名物古蘆屋 糸 目	一個		右武野紹鵬所持セシ品ナリ徳川家康駿府ニ於テ祖先義直へ譲与セラレ以來当家に相伝ス	
537	水指	名物南蛮 銘芋 頭	一個		右南都称名寺ノ僧珠光及ヒ武野紹鵬愛玩セシ品ナリ徳川家康之ヲ得駿府ニ於テ祖先義直へ譲与セラレ爾來当家ニ相伝ス	
538	水指	名物古備前 銘 青海	一個		右武野紹鵬所持セシ品ナリ祖先以來相伝ス	
539	水指	青磁大形	一個		右祖先伝來	
540	茶碗	名物白天目	一個		右武野紹鵬所持セシ品ナリ紹鵬ノ末孫新右衛門ナルモノ当家ニ贈リ爾來相伝ス	
541	茶碗	名物三島桶茶碗	一個		右千道安所持セシ品ナリ竹腰正武ヨリ当家ニ贈リ爾來相伝ス	
542	茶碗	名物三島筒 銘 藤袴	一個		右祖先傳來	
543	茶碗	名物大高麗	一個		右荒木摂津守村重愛玩セシ品ナリ徳川家康之ヲ得家康ヨリ先祖義直へ譲与セラレ爾來当家ニ相伝ス	
544	茶碗	名物高麗一名荒 木茶碗ト云	一個		右荒木摂津守村重愛玩セシ器物ニシテ沙界道珍及千利休等所持セシモノナリ(但名物記ニ利休荒木道珍所持トアリ)徳川家康駿府ニ於テ祖先義直へ譲与セラレ爾來当家ニ相伝ス	
545	茶碗	名物曜変天目	一個		右泉州堺油屋浄祐之ヲ所持セシ品ナリ徳川家康駿府ニ於テ祖先義直へ譲与セラレ爾來当家ニ相伝ス	
546	茶碗	黄天目銀覆輪	一個			
547	天目台	黒塗唐物青貝入	一個		右黄天目及天目台ハ徳川家康ヨリ先祖義直へ譲与セラレ爾來当家ニ相伝ス以下同シ	
548	香合	名物堆朱居布袋 錢鎮作	一個			
549	茶入	名物古瀬戸肩衝 銘筒井	一個		右筒井順慶所持セシ品ナリ其後徳川家康之ヲ所蔵シ先祖義直へ譲与セラレ爾來当家ニ相伝ス	
550	茶入	名物漢作 銘苦 屋文琳	一個		右ハ宗家ヨリ贈与セラレ(年月不詳)爾來相伝ス	
551	茶入	名物漢作 銘茜 屋茄子	一個		右徳川家康駿府ニ於テ祖先義直へ譲与セラレ爾來相伝ス	
552	茶入	名物 銘唐丸壺	一個		右竹腰山城守ヨリ贈リタルモノニシテ祖先ヨリ伝來セリ	
553	茶入	名物漢作 銘靱	一個		右足利義政所持セシ品ナリ義政之ヲ細川政元ニ與フ政元甥高國へ譲リ高國ヨリ氏綱藤賢藤孝忠興ニ伝ヘ忠興之ヲ豊太閤ニ呈ス太閤之ヲ木下若狭守勝俊ニ與フ勝俊ノ曾孫齋範寛文十三年五月伝記ヲ添ヘテ之ヲ当家ニ代光友へ贈リ爾來相伝ス	

554	茶入	名物漢作肩衝 銘宗無	一個		右五代將軍徳川綱吉薨去ノ後遺物ト シテ宝永六年当家八代宗勝へ贈ラレ タル者ニシテ爾來相伝ス	名古屋 大曾根邸
555	茶入	名物古瀬戸肩衝 銘横田	一個		右足利義政ヨリ義昭迄足利家ニ伝リ 其後織田信長ヲ經豊臣秀吉へ伝ハリ 秀吉徳川家康ト和議成ルノ日家康へ 贈リ家康又之ヲ先祖義直へ譲与セラ レ爾來当家ニ相伝ス	
556	茶入	名物初代藤四郎 作 銘虫咀藤四郎	一個		右祖先伝来以下同シ	
557	茶杓	名物千利休作 銘泪茶杓	一個			
558	台子	純金板張	一個		右ハ祖先伝来以下同シ	
559	風呂	純金切合セ	一個			
560	釜	純金霰丸形切合 セ	一個			
561	水指	純金	一個			
562	柄杓建	純金	一個			
563	盥シ	純金袋形	一個			
564	蓋置	純金丸形三足	一個			
565	茶碗	木地台純金着セ 天目形蓋付	一個			
566	天目台	純金丸形	一個			
567	茶入	純金肩衝	一個			
568	硯箱	純金	一個			
569	香盆	木地台純金着セ 角入長方形	一個			
570	香盆	木地台純金着セ 角入長方形	一個			
571	香匙火筋建	純金六角形	一個			
572	香炉	純金火屋付	一個			
573	香合	純金三重組	一個			
574	炷空入	純金阿古多形	一個			
575	棗	純金	一個			
576	炷空入	純金瓜形	一個			
577	薰物壺	純金壺形	一個			
578	沈箱	純金面取長方形 掛子付打着セ蓋	一個			
579	香炉	阿古多形火屋附	一個			
580	皿	純金	一個			
581	盃	純金	一個			
582	藥鍋	純金鉤付	一個			
583	藥茶碗	木地台純金着蓋 付	一個			
584	藥茶碗	木地台純金着セ 蓋付	一個			
585	手箱	時代梨地長生殿 蒔絵文字入錫縁 懸子附	一個			
586	手箱	時代梨地松竹梅 蒔絵	一個			
587	手箱	梨地純子蒔絵	一個			
588	短冊箱	梨地松竹梅葵紋 蒔絵懸子附	一個			
589	蜀江	茶地壽ノ字丸紋 金入宝尽	一裂			
590	蜀江	茶地金入丸紋宝 尽	一裂			
591	古金欄	白地大牡丹	一裂			
592	蒙流	黄地段金地萌黄 蔓模様	一裂			
593	蒙流	折留金地立木花 模様	二裂			
594	古金欄	草色地牡丹二重 蔓 手変り浮模 様				

595	短刀	名物後藤藤四郎 吉光 在銘	一口		右古昔後藤庄三郎ナル者所持セシニ ヨリ其称アリ寛永五年九月三日三代 將軍徳川家光土井大炊頭邸宅へ臨マ レタルトキ大炊頭此刀ヲ呈ス同十六 年九月廿二日家光ノ女当二代徳川 光友へ結婚ノ際家光ヨリ贈与セラレ 以来当家ニ相伝ス	本所 横網町邸
596	短刀	名物不動正宗 在銘	一口		右不動ノ彫刻アルカ故ニ此称アリ豊 臣秀次曾テ黄門タリシトキ代金五百 貫ニテ購求シ徳川家康へ贈呈ス而シ テ家康ヨリ前田利家へ贈与シ前田家 三代利常ニ至リ復タ徳川家康へ贈呈 ス家康之ヲ当家初代義直へ譲与セラ レ以来当家ニ相伝ス	
597	短刀	名物無銘藤四郎 吉光	一口		右無銘ノ故ヲ以テ其名アリ昔時來國 俊作ノ極メナリシカ後本阿弥光室本 条ノ如ク極メヲ改ム生駒讀岐守正俊 之ヲ所持シ正俊卒後遺物トシテ二代 將軍徳川秀忠へ呈ス秀忠元和九年閏 八月廿三日上洛ノ帰途尾張國名古屋 城ニ泊シ其際当家初代義直へ贈与セ ラレ以来当家ニ相伝ス	
598	短刀	名物一庵正宗 無銘	一口		右ハ豊臣秀長家臣横山一庵法師所持 セシニ依リ其名アリト云井伊直政之 ヲ得徳川家康へ贈リタルモノニシテ 宝永六年丑六月五代將軍徳川綱吉遺 物トシテ当家へ贈与セラレ以来当家 ニ相伝ス	
599	短刀	名物庖丁吉光 在銘	一口		右徳川家康所持ニシテ駿府ヨリ当家 初代義直へ譲与セシモノニシテ爾來 相伝ス	
600	短刀	名物庖丁正宗 無銘	一口		右ハ徳川家康駿府ニ於テ当家初代義 直へ譲与セラレ爾來相伝ス	
601	短刀	名物物吉貞宗 無銘拵付	一口		右ハ徳川家康ノ所持シタルモノニシ テ数回ノ戦役ニ此刀ヲ帶シ出陣スル トキハ必ス凱旋ノ吉例アルニ由リ物 吉ト名ケシト云フ或ハ能ク堅ヲ切断 スルニ依リ名ケシトモ云家康秘藏セ シ品ナリシカ当家初代義直ノ実母か め請フ所アリ義直ニ譲与セラレ以後 当家世々相伝フルノ重宝トセリ	
602	短刀	名物奈良屋貞宗 無銘	一口		右古昔泉州奈良屋宗悦ナル者所持セ シニ由リ其名アリト云(或ハ親子藤 四郎トモ云フ一説アリ)文祿年中代 金五百貫ヲ以豊臣秀俊之ヲ購求シ豊 臣秀吉ニ呈ス秀頼ノ代ニ至リ慶長十 三年五月廿一日之ヲ二代將軍秀忠へ 贈ル元和九年二月十三日秀忠当家 藩邸へ臨マレタル時之ヲ当家へ贈ラ レ寛永十一年七月四日三代將軍家光 名古屋城ニ宿泊セラレタル時之ヲ家 光へ呈シ其後紀州家ニ伝ハリ同十七 年五月十四日家光紀州邸ニ臨マレタ ル宴席ニ於テ当家初代義直和泉藤四 郎短刀ト交換シ爾來当家ニ相伝ス	
603	短刀	名物上野貞宗 無銘	一口		右ハ昔時本多上野介ナルモノ所持セ シヲ以テ其称アリト云寛永十六年九 月廿二日三代將軍徳川家光ノ女当 二代光友へ結婚ノ際家光ヨリ光友へ 贈与セラレ以後相伝ス	
604	短刀	名物戸川志津 無銘	一口		右ハ昔時戸川肥後守ナルモノ所持セ シニヨリ其称アリト云前田利長之ヲ 購求シ寛永年中二代將軍徳川秀忠前 田邸へ臨マレタルトキ前田利常之ヲ 贈呈シ寛永十年三月廿六日当家初代 義直國ニ就クノ際三代將軍徳川家光 ヨリ之ヲ贈与セラレ其後当家ヨリ宗 家ニ贈リ宗家ヨリ又紀州家ニ贈ラレ タル者ト見ヘ(此間傳記不詳)寛文 十一年三月廿四日紀州家頼宣遺物ト シテ当家ニ贈ラレ爾來相伝ス	

605	刀	名物池田正宗 金銘	一口		右ハ昔時池田備中守ナルモノ所持セシヲ以テ其称アリト云一昨伊達政宗千貫ニテ之ヲ買入タルコトアリタルトモ間モナク之ヲ売却セリ其後二代將軍徳川秀忠又之ヲ千貫ニ購求シ寛永十三子年九月廿一日三代將軍徳川家光江戸藩邸へ臨マレタルトキ当家二代光友へ贈与セラレ爾來相伝ス	本所 横網町邸
606	刀	名物南泉一文字 無銘	一口		右昔時此刀ヲ以テ猫ヲ截リタルコトアリ之ニ依リ南泉和尚猫ヲ切ルノ義ヲ取り以テ名ケシト云豊田秀頼之ヲ慶長十六年三月廿八日二条ノ城ニ於テ徳川家康へ贈リ家康又之ヲ当家初代義直へ譲与セラル義直又之ヲ二代將軍徳川秀忠へ呈ス其後再ヒ当家へ贈与セラレタルモノナリ	
607	刀	名物吉見左文字 追銘	一口		右ハ吉見三河守源正頼所持セシ品ナリ故ニ其称アリ之ヲ徳川家康ニ呈ス又家康之ヲ当家初代義直へ譲与セラレ爾來相伝ス	
608	刀	備前国光忠作 在銘	一口		右ハ元禄十一年三月十八日五代將軍徳川綱吉当家麹町邸へ臨マレタルトキ当家三代綱誠へ贈与セラレ爾來相伝ス	
609	刀	備前三郎國宗 在銘	一口		右ハ当家二代光友ヨリ支家松平友著(光友四男)へ譲与シ友著長子宗勝(当家八代)当家ヲ継クノ際携帯シ爾來相伝ス	
610	刀	山城国信國 在 銘	一口		右ハ弘化二巳年十二月当家十三代慶藏冠禮ヲ挙ケ初メテ任官ノ際十二代將軍徳川家慶ヨリ贈与セラレ爾來相伝ス	
611	刀	備前國吉用 在 銘	一口		右当家初代義直浅野紀伊守幸長ノ女ト元和元年四月四日結婚ノ際浅野家ヨリ贈リタルモノニシテ爾來相伝ス	
612	刀	備中國青江次直 折返シ銘	一口		右ハ寛文元年丑九月廿五日成瀬一岳遺物トシテ当家へ贈リタルモノニシテ爾來相伝ス	
613	刀	備前國長義 追 銘	一口		右ハ延宝九年酉六月代金百五拾貳両壱分ニテ当家へ買入爾來相伝ス	
614	刀	備前國長船兼光 無銘	一口		右ハ当家八代宗勝支家ヨリ入ッテ当家ヲ継クノ際携帯セシ品ニテ爾來相伝ス	
615	刀	相州鎌倉一文字 助真 無銘	一口		右ハ文政十二年巳十一月代金百兩ニテ尾張ニテ買入爾來相傳ス	
616	刀	相模國正宗 無 銘	一口		右ハ正徳三巳年十二月当家六代継友家督任官ヲ祝セラレ七代將軍徳川家継ヨリ贈与セラレ爾來相伝ス	
617	短刀	大和國保昌貞吉 無銘	一口		右祖先伝來	
618	掛物	牧溪筆 墨画無 落款	一幅	垂柳繁葉ノ中ニ巢燕二羽アリ下ニ一羽飛ヒ去ル図	右ハ五代將軍徳川綱吉薨去ノ後遺物トシテ当家へ贈与セラレ以來相伝ス	
619	掛物	仙竺僊筆	一幅	初句 示照侍者兄弟家云々	右ハ七代將軍徳川家継薨去ノ後遺物トシテ当家へ贈与セラレ爾來相伝ス	
620	塵壺	青磁文字置文	一個		右祖先伝來以下同シ	
621	茶壺	高麗	一個			
622	料紙箱	梨地時代菊水文 字入蒔絵	一個			
623	小箱	蒔絵前二同シ	六個			
624	文台	梨地時代菊水文 字入蒔絵	一個			
625	組硯箱	梨地金貝菊蒔絵 廿組下二大硯箱 一個	一個			
626	手箱	青貝紗綾形模様	一個			
627	手箱	金溜菊重子蒔絵	一個			
628	香盆	梨地菊水葵紋文 字入蒔絵	一個			
629	料紙箱	時代梨地蔦細道 蒔絵	一個			
630	硯箱	時代梨地蔦細道 蒔絵	一個			

表2 鑑査状一覧

等級	番号	名称	指定日	発行者					
1	5210	初音蒔絵 一箇 旅香具箱 掛子附 漆器	明治24年7月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
1	5211	初音蒔絵 一箇 耳盥 一ト通 同乱箱	明治24年7月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
1	5212	初音蒔絵 旅眉作箱 漆器 一箇	明治24年7月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
1	5213	初音蒔絵 文台 二脚 机 二脚	明治24年7月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
1	5214	初音蒔絵 猿枕 一對 鏡台 一箇	明治24年7月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
1	5215	初音蒔絵 湯桶 一箇 盥 一箇	明治24年7月3日	中井敬所	山名貫義	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
1	5216	初音蒔絵 貝桶 一箇 倚掛 一箇 見臺 一箇	明治24年7月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
1	5217	初音蒔絵 帯箱 一箇 刀掛 一架	明治24年7月3日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
1	5218	初音蒔絵 料紙箱 硯箱 一具	明治24年7月3日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
1	5219	初音胡蝶蒔絵 枕香炉 一對	明治24年7月3日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
1	5220	胡蝶蒔絵 碁盤 一面 将棋盤 一面	明治24年7月3日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
1	5221	胡蝶蒔絵挟箱 一對 帯箱 一箇	明治24年7月3日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
1	5222	胡蝶蒔絵掛硯 一箇 机 一箇	明治24年7月3日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
2	5225	簞笥 傳豊太閤愛玩品 一箇	明治24年7月3日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
2	5226	名所香札箱 古今香札箱 宇治香札箱 三箇	明治24年7月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
2	7238	傳隆能 源氏物語 二巻 同 一巻 物語 一巻	明治25年9月3日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
2	7239	茶壺 陶 六耳白釉下部淡黒色胴ニ銀杏葉ノ図あり 一個	明治25年9月3日	赤塚 輯	山名貫義	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
2	7240	曜変天目 銀覆輪 傳堺油屋浄祐所用 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
2	7241	黄天目 銀覆輪 傳東照宮御譲 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	5235	二重箱 梨地枝菊蒔絵 一組	明治24年7月3日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	5236	六角形貝桶 赤地七宝織覆添 梨地松橋葵紋散金銀金貝蒔絵 一對	明治24年7月3日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	5237	重之歌集 行成卿本 紙本 一帖	明治24年7月3日	古筆了悦	川崎千虎	小杉楳邨	山縣篤蔵	川田 剛	九鬼隆一
3	5238	十種香札箱 小箱二十組付属 漆器文字銀嵌貝葵紋散シ蒔絵 一箇	明治24年7月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	5244	破束頓々物語 世尊寺行尹卿筆 紙本 一巻	明治24年7月3日	古筆了悦	川崎千虎	小杉楳邨	山縣篤蔵	川田 剛	九鬼隆一
3	6564	中布袋図 表装共 直夫筆偃谿賛 左右朝陽対月図 牧溪自画賛 紙本墨画 賛有印 参幅	明治25年9月3日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
3	6565	西行物語 詞為家卿筆 画土佐守経隆筆 紙本着色 詞書共三段 一巻	明治25年9月3日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
3	6566	組硯箱 梨地金貝菊松皮菱繋キ菊唐艸唐松蒔絵 二拾重一組 下二大硯箱一箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6567	文台 梨地菊水露蘆手書蒔絵文字露切金葵紋金物附 一脚 文庫 前同断葵紋附 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6568	手箱 黒地裏梨地青貝紗綾形紋金貝雨龍宝蓋周圍花卉掛子密陀画梅蕙水仙等 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6569	長文箱 黒地裏梨地胡蝶ノ卷蒔絵桜切金金物葵紋附 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6570	手箱 荒目梨地金貝入松竹梅遠山ニ日出周圍松竹梅椿紅葉掛ケ子母松及松ノ折枝蒔絵 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6571	短冊箱 掛子附 梨地金貝切金入松竹梅橋鶴亀葵紋桐紋蒔絵 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6572	手箱 掛子附錫縁 金溜十六菊高蒔平時重蒔絵身裏薙菊繡白綾張 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6573	手箱 梨地菱花緞子蒔絵金貝入蓋裏黒地折菊蒔絵身裏花色地蓮草唐金欄張 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6574	香盆 木瓜形 梨地菊水露蘆手書葵紋蒔絵文字露切金 一箇	明治25年9月3日	赤塚 輯	山名貫義	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6575	茶壺 銘時雨 二代藤四郎作 陶四耳黒釉肩二筋アリ 下部柳色底文字アリ 一箇	明治25年9月3日	赤塚 輯	山名貫義	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一

3	6576	茶壺 初代藤四郎作 陶 四耳洪柳色釉 底ニ窺目アリ 一箇	明治25年9月3日	赤塚 輯	山名貫義	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6577	水指 壺形 青磁 蔓牡丹浮紋共蓋同紋撮ニ宝珠 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6578	白天目 金覆輪 伝武野紹鷗所持 陶 帶青白色釉 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6579	灰蒙天目 砂張覆輪 陶 茶黒色釉銀砂子状細点 一箇	明治25年9月3日	赤塚 輯	山名貫義	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6580	星建盞天目 砂張覆輪 陶 茶黒色釉高臺裏朱漆ニテ三上トアリ 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6581	蜀紅錦 丹地人形牡丹唐艸 一截	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6582	蜀紅錦 丹地大牡丹唐艸 一截	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6583	蒙流 黄地段金地萌黄蔓 一截	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6584	蒙流織留 金地立木花 貳截	明治25年9月3日	山名貫義	今泉雄作	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6585	古金欄 織留ニケ所アリ 草地牡丹唐草 一截	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	7237	遠浦帰帆図 玉砌 自画賛 有印 紙本墨画 一幅	明治25年9月3日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
4	5351	長角箱 楼閣人物彫 堆烏 一箇	明治24年7月3日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	5352	手箱 梨地扇蒔絵 一箇	明治24年7月3日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	5353	手箱 引出附 梨地花菱裂紋様蒔絵 一箇	明治24年7月3日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	5354	手箱 井筒菊蒔絵 一箇	明治24年7月3日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	5355	二重箱 梨地葵紋蒔絵 一箇	明治24年7月3日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	5356	箱 掛子附 蜀江裂葵紋附金貝嵌蒔絵 一箇	明治24年7月3日	中井敬所	山名貫義	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	5357	花瓶 管耳付分銅形 一箇	明治24年7月3日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	5358	花瓶 浮牡丹模様 青磁 一箇	明治24年7月3日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6280	刀掛 梨地牡丹唐草葵紋付蒔絵 一架	明治24年8月1日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6291	香炉 鴛鴦形 銅 一箇	明治25年1月20日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6292	厨子棚 梨地菊折枝葵紋金貝入蒔絵銀金具 一架	明治24年8月1日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6618	浄土曼荼羅 上下画表粧アリ 絹本着色 一幅	明治25年9月3日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
4	6619	花瓶 銘 きねのをれ 銅 燕形鬼面耳 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	八木 雕	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
4	6620	花瓶 口疵アリ 飛青磁 斑紋二十四点 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	八木 雕	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
4	6621	存星彫長盆 朱漆 樋人遊獵図内縁山水ニ鳥外縁山ニ獸 一枚	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6622	天目台 堆朱六葉 菊牡丹梔子等ノ彫 八箇 朱曲輪六葉 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6623	組硯箱 鉄刀木 岩ニ浪葱ニ野菊虫尽蒔絵裏村梨地梅ニ鶯等蒔絵 拾重一組	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6624	硯箱 梨地錫緑 山河紅葉橋舟蛇籠等ノ蒔絵 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6625	手箱 粉溜浮泉綾紋蓋裏梨地牡丹折枝蒔絵掛子梨地錫緑同蒔絵中裂張 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6626	密多画文庫 木瓜形ニ鶯鶯菊花周圍椿白密陀塗高彫内朱金具銀六葵 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6627	手箱 梨地錫緑金銀切金高蒔絵 住吉の浜云々ノ蘆手書金物丸ニ桐 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6628	沈箱 剝蓋 蓋山形総黒地螺鈿唐草金具真鍮唐草毛彫鍔附 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6629	菱形香具箱 刑部梨地金具枝菊高蒔絵掛子盆同時絵角重香合菱重香具各一組総梨地 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6630	千鳥香炉 青磁 千鳥形浮足高台釉カ、ラス 胴ノ中程ニ最小黒点アリ 一箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6631	青磁香炉 算木手 三足火屋真鍮籠目ニ秋草蝶 太鼓手 無足胴牡丹浮紋紐鬼面火屋銀竹梅打出シ 貳箇	明治25年9月3日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一

4	6632	茶壺 銘松花 陶 四耳 帯黒黄色釉 一箇	明治25年12月14日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6633	茶壺 銘夕立 陶 四耳肩ニ筋アリ 胴ニ縹ヒアリ 銚色釉底ニタ立ト張札アリ 一箇	明治25年12月14日	赤塚輯	山名貫義	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6634	茶壺 銘雄嶋 陶 四耳銚色釉底ニ墨書花押アリ 一箇	明治25年12月14日	赤塚輯	山名貫義	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6635	茶壺 銘判官 陶 四耳肩ニ筋アリ 銚色釉粒点アリ 底ニ朱漆ニテハンクワン及利休判アリ 一箇	明治25年12月14日	赤塚輯	山名貫義	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6636	茶壺 銘人磨 陶 四耳肩ニ筋アリ 銚色釉 一箇	明治25年12月14日	赤塚輯	山名貫義	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6637	円形硯 紫石 硯池ニ波ニ龜尾周囲六十四卦ノ彫背ニ東載ノ印アリ 一面	明治25年12月14日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6638	鯉魚図風呂先屏風 応挙筆 有款印 絹本着色 一双	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
4	6639	蘆屋姥口電釜 傳豊太閤所用 一個	明治25年12月14日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6640	蘆屋糸目釜 傳紹鸞所用 一個	明治25年12月14日	赤塚輯	山名貫義	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6641	餌簀形笹耳水指 傳三嶋 陶 肩ニ葉形ト雷紋アリ 一個	明治25年12月14日	赤塚 輯	山名貫義	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6642	筒茶碗 傳三嶋 雷紋九紋及螺座アリ 一個	明治25年12月14日	赤塚 輯	山名貫義	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6643	茶碗 傳安南 陶 三ヶ所縹アリ 一個	明治25年12月14日	赤塚 輯	山名貫義	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6644	曜陽蓋天目 陶 真鍮覆輪黒釉外無地内梅花形十五点アリ 一個	明治25年12月14日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6645	鹽筥茶碗 傳高麗 陶 帯花紋胴小丸紋内外凸凹アリ 一個	明治25年12月14日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6646	楽茶碗 二代長二郎作 陶 総体黒釉一ヶ所カセアリ 一個	明治25年12月14日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6647	黄天目 銀覆輪 陶 内外黄釉ナダレ六ヶ所 一箇	明治25年12月14日	赤塚 輯	山名貫義	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6648	漢作肩衝茶入 銘靱 傳東山義政所用 陶 一箇	明治25年12月14日	赤塚 輯	山名貫義	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6649	大海茶入 陶 古瀬戸薄釉ナダレ底ニ糸目二條 一箇	明治25年12月14日	赤塚 輯	山名貫義	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6650	大海茶入 陶 総体赤黒交釉口高ク上リ蓋ノ掛リアリ 一箇	明治25年12月14日	赤塚 輯	山名貫義	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6651	本阿弥肩衝茶入 陶 尻膨胴ニ轆轤目アリ 一箇	明治25年12月14日	赤塚 輯	山名貫義	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6652	蓮鷺彫香合 堆朱 平円形 総体蓮蓋上鷺高彫 一個	明治25年12月14日	中井敬所	山名貫義	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6653	香合 撫角蠟色錫緑葱草ニ蝶裏菱ニ葱草底ニ浪ノ蒔絵 一個	明治25年12月14日	中井敬所	山名貫義	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6654	鎌倉彫香合 枳円形蓋甲ニ梅枝布目側部ニ靈芝唐草彫 一個	明治25年12月14日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6655	絁地錦 白地金入靈芝模様 円形裂一枚	明治25年12月14日	中井敬所	山名貫義	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4	6657	古金襴 白地大牡丹 貳枚	明治25年12月14日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	5347	花鳥図屏風 山楽筆 六枚折一双	明治24年7月3日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	5350	手箱 掛子附 梨子錫緑瓜ノ紋散蒔絵 一箇	明治24年7月3日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6270	貫之墨蹟 紙本 一幅	明治24年8月1日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	山縣篤藏	川田 剛	九鬼隆一
5	6271	中李白左黄山谷右杜子美図 雪村筆 紙本墨画 参幅	明治25年1月20日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	6273	森林飛鶴図 讀萬歳云々 一休白画 讀 紙本墨画 一幅	明治25年1月20日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	6274	柳下美人図 傳仇英筆 絹本着色 一幅	明治24年8月1日	山名貫義	橋本雅邦	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	6275	源氏詞書屏風 冷泉為相筆 紙本 一双	明治24年8月1日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	山縣篤藏	川田 剛	九鬼隆一
5	6576	本多平八郎肖像屏風 傳又兵衛筆 紙本着色 二枚折 双	明治25年1月20日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	6277	芳野図屏風 狩野常信筆 紙本金砂子地着色 二枚折 一双	明治25年1月20日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	6278	小箱 掛子附 梨地船波蒔絵 一個	明治24年8月1日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6279	小箱 梨地錫緑梅鉢紋散蒔絵 一個	明治24年8月1日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一

5	6281	硯 紫石龍鳳彫 一面	明治25年1月20日	中井敬所	山名貫義	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6282	硯 紫石 表面蟹裏面波彫 一面	明治25年1月20日	中井敬所	山名貫義	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6283	硯 紫石 表面人物牛裏面登竜門彫 一面	明治25年1月20日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6284	硯 八稜形 紫石裏面獅彫 一面	明治25年1月20日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6285	硯 猿面形脚附 紫石 貝模様嵌入 一面	明治25年1月20日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6286	花瓶 耳附帯紋 銅 一個	明治24年8月1日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6287	花瓶 鳳耳 青磁磁手 一個	明治24年8月1日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6288	花瓶 青磁 算木手 一個	明治25年1月20日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6289	花瓶 廣口 磁器獅子耳釉禿 一個	明治24年8月1日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6290	花瓶 青磁 算木手 二個	明治24年8月1日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6293	文臺 菊折枝蒔絵 一脚	明治24年8月1日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6294	小簾笥 菊折枝蒔絵 一個	明治24年8月1日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6295	小簾笥 菊折枝蒔絵 一個	明治24年8月1日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6297	禮讀式 世尊寺行能筆 紙本 一帖	明治24年8月1日	古筆了悦	山名貫義	小杉楳邨	山縣篤藏	川田 剛	九鬼隆一
5	6298	源氏画詞 土佐光則筆 紙本着色 一冊	明治24年8月1日	山名貫義	橋本雅邦	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	6299	金剛樹珠数 羅漢彫刻 百拾顆 一聯 參拾五顆 一聯 百拾貳顆 一聯 桃枝珠数 羅漢彫刻 貳拾顆 一聯	明治24年8月1日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6300	阿弥陀如来立像 紙本着色 一幅	明治25年1月20日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	6301	阿弥陀如来立像 紙本着色 一幅	明治25年1月20日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	6302	春日曼荼羅 絹本着色 一幅	明治25年1月20日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	6303	十六羅漢 絹本着色 拾六幅	明治25年1月20日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	6304	茶壺 銘橋姫 常憲院殿ヨリ拝領 陶 四耳飴色釉 一箇	明治25年1月20日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6305	茶壺 銘呂宋 陶 青黒色釉 一箇	明治25年1月20日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6306	茶壺 銘曾路里 底ニ黄精香音羽花 押 一箇	明治25年1月20日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6307	茶壺 旧銘夕立 陶 四耳淡色釉帶 黒色線條流釉 一箇	明治25年1月20日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6308	天目台 牡丹紅花緑葉 一箇	明治25年1月20日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6309	天目台 花形青貝入 表牡丹菊 裏 小桜高台鉄線唐艸 一箇	明治25年1月20日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6310	天目台 拾箇	明治25年1月20日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6311	燭台 獅頭三足 陶 松梅及雲形染 附 一箇	明治25年1月20日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6312	花瓶 青磁壺形環附 一箇	明治25年1月20日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6347	料紙箱 菊ノ下水蒔絵 硯箱 山川 蒔絵 蘆手蒔絵文字金無垢照高院宮 道晃親王筆跡 一具	明治25年1月20日	山名貫義	八木 雕	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6352	物語絵 詞書 伝尊円親王筆 紙本 着色 一巻	明治24年8月1日	山名貫義	橋本雅邦	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	6354	歌舞伎絵草紙 詞書烏丸光廣筆 紙 本着色 一巻	明治24年8月1日	山名貫義	橋本雅邦	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	6355	墨 五拾參錠	明治24年8月1日	山名貫義	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	6715	中蘆葉達磨 左右郁山主政黄牛図 無準画賛有款印 紙本墨画 參幅	明治26年2月23日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	6716	龍虎図 龍 陳所翁筆 有賛及款印 虎 牧溪筆 有款印 絹本墨画 双幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	6717	花鳥図 伝王若水筆 絹本着色 參 幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	6718	琴棋書画図 伝趙子昂筆 絹本着色 四幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7286	牛之図 閻次平筆有印 絹本淡彩 双幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7287	垂柳巢燕図 伝牧溪筆 絹本墨画 一幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7288	青緑山水人物図 仇英筆有款印 絹 本着色 一幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7289	花鳥図 周之冕筆有款印 絹本着色 一幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7290	夏木垂陰図 謝時臣筆有款印 絹本 淡彩 一幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一

5	7291	月夜山水図 平山筆有款 絹本墨画 一幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7292	山水図 伝牧溪筆 絹本墨画 一幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7293	三聖嘗酸図 啓書記筆有印 紙本淡彩 一幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7294	馬図 雪舟筆 中有款左右有款印 参幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7295	山水図 雪舟筆 有款印 紙本墨画 一幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7296	釈清茂書 花押及款印アリ 紙本 一幅	明治25年12月14日	古筆了悦	山名貫義	小杉樞邨	山縣篤藏	川田 剛	九鬼隆一
5	7297	中壽老 左右花鳥図 探幽七十歳筆 有款印 絹本淡彩 参幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7298	中人物 左右花鳥図 安信探幽筆 尚信有款印 紙本左淡彩 中右墨画 参幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7299	中普化禪師 左右山水図 伝松栄筆 紙本墨画 参幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7300	許由巢父図 呉小僊筆有款印 絹本淡彩 一幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7301	渡唐天神像 雪舟筆 有款 紙本墨画 一幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7302	貝盡之図 光起筆有款印 絹本着色 一幅	明治25年12月15日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7303	色紙 はるくれは 公任卿筆 紙本 一幅	明治25年12月14日	古筆了悦	山名貫義	小杉樞邨	山縣篤藏	川田 剛	九鬼隆一
5	7304	唐児図 尚信筆有款印 团扇形 紙本墨画 一幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7305	中東方朔 左右鳳凰孔雀図 常信筆 有款印 絹本着色 参幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7306	人麿像 脇息ニ倚レル坐像 探幽六十八歳筆 有款印 絹本淡彩 一幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7307	菅公像 画筆者不詳 賛益叟筆 絹本着色 一幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7308	十一面観世音像 絹本紺地金彩 一幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7309	五髻文殊像 獅背坐像左手瑞蓮右手利剣 絹本着色 一幅	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7310	金光明最勝王経 伝菅公筆 紙本紫地金野金泥書 二卷	明治25年12月14日	古筆了悦	山名貫義	小杉樞邨	山縣篤藏	川田 剛	九鬼隆一
5	7311	青貝盆 朱漆ニテ大明皇慶年製トアリ 一枚	明治25年12月14日	中井敬所	山名貫義	小杉樞邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	7312	八代抄 伝為家卿筆 奥書古筆了佐料紙裏金銀切箔村砂子 一卷	明治25年12月14日	古筆了悦	山名貫義	小杉樞邨	山縣篤藏	川田 剛	九鬼隆一
5	7313	物語絵 画筆者不詳 詞頼阿法師筆 紙本着色 一卷	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7314	石清水臨時祭図 原在明筆 有款印 絹本金泥引砂子地着色 参卷	明治25年12月14日	狩野探美	山名貫義	川崎千虎	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
5	7315	後醍醐天皇宸翰 紙本 吉野切 四葉一帖	明治25年12月14日	古筆了悦	山名貫義	小杉樞邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	7316	文三橋書 孫過庭云々一葉 四行詰 有款印 拾五葉一帖	明治25年12月14日	古筆了悦	山名貫義	小杉樞邨	山縣篤藏	川田 剛	九鬼隆一
5	7318	太鼓形花生 花八師九郎兵衛 添状アリ 銅 一箇	明治25年12月14日	山名貫義	川崎千虎	小杉樞邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
5	7319	二重管耳花瓶 青磁 一個	明治25年12月14日	中井敬所	山名貫義	小杉樞邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一

*1等から5等の「鑑査状」のみ掲載し「登録状」は割愛した。

*鑑査状は等級順とし、等級内は鑑査番号順とした。

*鑑査状用紙の発行者の項目には、一から三行目に「臨時全国宝物取調局」、四行目「臨時全国宝物取調掛」、五行目「臨時全国宝物取調委員」、六行目「臨時全国宝物取調委員長」の文字が印刷される。各人の肩書は以下の通りである。臨時全国宝物取調局臨時鑑査掛一八木雕（正七位）、今泉雄作（従七位）、山名貫義、中井敬所、狩野探美、赤塚輯、古筆了悦、橋本雅邦。臨時全国宝物取調局書記兼鑑査掛一川崎千虎、小杉樞邨。臨時全国宝物取調掛一岡倉覺三（正六位）、黒川眞頼（正七位）、山縣篤藏。臨時全国宝物取調委員一川田剛（従四位勲四等）。臨時全国宝物取調委員長一九鬼隆一（正三位勲二等）。

*4等・5等は鑑査状文面から判別出来ないが、綴込の記載に準じた。

表表3 鑑査状一覧(刀剣)

等級	番号	名称	指定日	発行者					
1	5223	刀 仁一ノ一 来孫太郎作 長銘 花押年号入 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
1	5224	刀 仁一ノ四十七 古備前正恒作 二字銘 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
2	5229	刀 仁一ノ十五 来國光作 三字 銘 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	辻 新次	九鬼隆一
2	5230	刀 仁一ノ廿八 銘一文字 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	辻 新次	九鬼隆一
2	5231	刀 仁一ノ廿七 青江包次作 二 字銘 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
2	5232	螺鈿飾太刀 義ノ十三 備前吉用 作 二字銘 金具紋散シ 金具金 無垢 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
2	5233	刀 義ノ卅三 長光作 八字長銘 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
2	6557	刀 遠江長光作 二字銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
2	6558	刀 南泉一文字作 無銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
2	6586	刀 物吉貞宗作 無銘 一口	明治24年8月1日	八木 雕	今村長賀	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	5267	刀 仁一ノ八 備前長光作 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	5268	刀 仁一ノ五十三 備前三郎國宗 作 二字銘 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	岡倉眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	5269	刀 仁一ノ六十三 備前兼光作 七字銘 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	5270	刀 仁一ノ七十一 備前兼光作 七字銘 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	5271	刀 仁一ノ八十一 備中直次作 無銘 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	5272	短刀 仁二ノ百一 ワカエ正宗作 無銘 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	5273	短刀 智一ノ百六十五 来國俊作 表梵字裏香箸梵字彫 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6587	刀 池田正宗作 無銘 本阿弥光 徳名 判金象嵌 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6588	刀 兵庫守家作 八字銘 一口	明治24年8月1日	八木 雕	今村長賀	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6589	刀 鳥飼國俊作 二字銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6590	短刀 庖丁正宗作 無銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6591	短刀 不動正宗作 二字銘 表樋 不動像 裏護摩筋彫アリ 一口	明治24年8月1日	八木 雕	今村長賀	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6592	短刀 一庵正宗作 無銘 一口	明治24年8月1日	八木 雕	今村長賀	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6593	短刀 藤四郎吉光作 無銘 一口	明治24年8月1日	八木 雕	今村長賀	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6594	短刀 上野貞宗作 無銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	岡倉覺三	川田 剛	九鬼隆一
3	6595	短刀 奈良屋貞宗作 無銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6596	短刀 備前光忠作 二字銘 一口	明治24年8月1日	八木 雕	今村長賀	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6597	刀 備前三郎國宗作 二字銘 一口	明治24年8月1日	八木 雕	今村長賀	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
3	6598	刀 備前長義作 無銘 一口	明治24年8月1日	八木 雕	今村長賀	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	5380	刀 仁一ノ十九 光忠 守家両作 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	5383	刀 仁一ノ六十二 青江助次作 二字ノ刀銘 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	5385	刀 仁一ノ八十 二字國俊作 無 銘 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	5389	短刀 仁二ノ四十四 左安吉作 二字銘 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	5390	短刀 仁二ノ四十六 備前景光作 表八幡大菩薩 裏梵字彫 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	5393	劍 仁二ノ百五 國吉作 二字銘 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	5394	刀 禮ノ二 青江作 無銘 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	5396	刀 禮ノ七十三 備前兼光作 八 字銘 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	5397	刀 智一の百五十 江州高木住貞 宗作 七字銘表蓮花梵字二筋樋裏 二筋樋 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	5399	刀 仁一ノ九 延壽國資作 本阿 弥光忠象嵌銘 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一

4・5	5400	刀 建第一 來國行作 磨上二字銘存ス 一口	明治24年7月3日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6357	刀 仁一ノ廿一 城州兼永作 無銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6360	刀 仁一ノ四十二 青江貞次作 長銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6361	刀 仁一ノ六十七 備前近景作象嵌銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6363	刀 仁一ノ八十五 備前康光作六字銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6364	短刀 仁二ノ廿三 筑州國弘作正平年号入 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6366	短刀 仁二ノ廿八 保昌五郎作無銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6367	短刀 仁二ノ卅一 濃州志津作無銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6368	刀 仁二ノ五十九 長谷部國重作一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6370	刀 義ノ卅四 二字國俊作 折返シ銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6372	短刀 禮ノ六十 当麻作 無銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6373	刀 智一ノ百四十五 石州直綱作折返シ銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6374	短刀 智一ノ百九十四 当麻作朱銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6658	短刀 後藤藤四郎作 二字銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6659	短刀 戸川志津作 無銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6660	刀 貞宗作 朱銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6661	刀 備前兼光作 無銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6662	刀 相州貞宗作 無銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6663	刀 栗田口國安作 無銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6664	刀 備中住直次作 六字折返銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6665	刀 三條家作 無銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6666	刀 鎌倉助真作 無銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6719	小太刀 松浦信國作 裏銘応永廿一年 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6720	短刀 來國光作 三字銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6721	短刀 新藤五國光作 二字銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6723	刀 相州正宗作 無銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6724	刀 備後三原正家作 二字銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6725	刀 來太郎國行作 二字銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6726	短刀 大和保昌五郎作 無銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一
4・5	6727	短刀 越中則重作 二字銘 一口	明治24年8月1日	今村長賀	川崎千虎	小杉楳邨	黒川眞頼	川田 剛	九鬼隆一

* 刀剣分として他の鑑査状と分離して保管されていた鑑査状の内、1等から5等の「鑑査状」を掲載した。

* 鑑査状は等級順とし、等級内は鑑査番号順とした。

* 鑑査状発行者は表2とほぼ同じだが、全点に今村長賀（正七位）が臨時全国宝物取調局臨時鑑査掛として名を連ねる。また二点の鑑査状に以下の名前がある。臨時全国宝物取調委員一辻新次（勲三等）。

* 刀剣鑑査状については等級別に区分されていないため、鑑査状文面から判断できない4等5等について判断していない。

* 3等5268号には「臨時全国宝物取調掛正七位岡倉眞頼」と記されるが「正七位」であることから「黒川眞頼」と推定される。

金鯨叢書 第四十五輯〔年一回刊行〕

——史学美術史論文集——

平成三十年 三月 三十日 編集
平成三十年 三月 三十日 印刷・発行

編集者

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
徳川義崇

発行者

公益財団法人 徳川黎明会
電話(3950)〇一二番(代)

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一

徳川林政史研究所
電話(3950)〇一二番(代)

〒461-0023 名古屋市東区徳川町一〇一七

徳川美術館
電話(935)六二六二番(代)

〒600-8805 京都市下京区中堂寺鍵田町二

印刷所
株式会社 同朋舎
電話(361)九二二番(代)